

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和元年12月2日(月曜日)
午後1時29分開会、午後5時16分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 協議事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員(8名)

委員長 島岡 宏明
副委員長 今野 貴子
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 吉田千鶴子
委 員 海老原一郎
委 員 柴原伊一郎
委 員 篠塚 昌毅

欠席委員(0名)

説明のため出席した者(26名)

市長公室長	船 沢	一 郎
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	小松澤	文 雄
消防長	飯 村	甚
消防次長	塩ノ谷	秀 雄
政策企画課長	山 口	正 通
財政課長	佐 藤	亨

広報広聴課長	羽 成 健 之
総務課長	真 家 達 成
人事課長	今 野 修
管財課長	渡 辺 善 弘
市民活動課長	飯 泉 貴 史
生活安全課長	坂 本 英 宣
市民課長	佐 野 善 則
環境保全課長	佐 賀 憲 一
環境衛生課長	五 来 顕
消防総務課長	嶋 田 邦 彦
予防課長	谷田貝 修
警防救急課長	岩 松 克 彦
道路課長	草 間 正 志
学務課長	元 川 宏
消防総務課課長補佐	堀 本 良 博
人事課研修係長	岩 本 裕 志
道路課地籍調査係長	飯 田 隆 俊
学務課保健給食係長	藤 田 和 紀
消防総務課主幹	岡 野 政 和

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（1名）

男 0名

女 1名

田子 優奈 議 員

○**島岡委員長** おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

これより消防本部の報告事項について協議を行います。消防本部資料に基づき、令和元年度一般会計補正予算（第5回補正）10月9日付専決処分について説明願ひます。

○**嶋田消防総務課長** 令和元年度一般会計補正予算（第5回補正）10月9日付専決処分についてご説明いたします。1補正理由でございますが、本件は令和元年9月9日から10日にかけて関東地方に接近上陸しました台風15号により、消防本部所管施設、設備が被災し、修繕対応に要した補正予算専決処分状況のご報告となります。2の被害状況及び予算要求額をご覧ください。①消防水利標識損壊20箇所。職員での修繕対応として26万4,000円。②消防水利標識損壊20箇所を業者への修繕依頼分として125万4000円。③消防団第16分団車庫において屋根の雨漏り、天井板の一部脱落が発生したことにより66万円。④第26分団車庫の屋根の破風板が一部脱落したことにより1万1,000円。⑤第28分団車庫の外灯電線の破断及び屋根の棟が一部脱落したことにより5万円。⑥第32分団車庫の屋根瓦及び軒天が一部脱落したことにより6万6,000円。⑦藤沢地内の消火栓ホース格納箱1基が倒壊したことにより13万円。⑧消防本部所有屋外倉庫が損壊したことにより100万円。以上、8項目の被害対応分として343万5,000円の補正予算の要求を行わさせていただきました。3の補正額でございますが、第11款災害復旧費第3項総務関係災害復旧費第2目消防施設災害復旧費にて予算措置を受けております。内訳としまして、第11節需用費に対し230万5,000円。第18節備品購入費に対し113万円。合計343万5,000円の補正予算専決処分を受けていることをご報告いたします。被害状況写真の抜粋を下段に掲載いたしました。見にくい写真で申し訳ありませんが、左側が水利標識被害状況写真2枚、右側が分団車庫の軒天被害状況の写真となります。説明は以上です。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**海老原委員** 今回15号なんだけれども、19号についても次回出てくるのかな。

○**嶋田消防総務課長** 15号で消防本部で風速を測定した結果、瞬間最大で37.3メートル吹きました。19号の時にはどちらかと言うと雨が多く降ってしまして、瞬間最大で28.1メートルと9メートル以上の差が出ました。たぶん15号が通過した時に弱い所が壊れてしまして、19号の時には被害が出なかったのかと予測されます。

○**飯村消防長** 実際被害はないということです。

○**海老原委員** はい。わかりました。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、消防団車両に係る物損事故について説明願ひます。

○**嶋田消防総務課長** 消防団車両に係る物損事故について報告いたします。1事故日時

は令和元年9月7日土曜日午後10時00分頃です。2発生場所ですが、土浦市大畑153番1新治運動公園駐車場内となります。3事故内容ですが、新治運動公園駐車場で、消防ポンプ操法、県南北部支部大会に向け操法訓練を実施していた第38分団車両が、訓練終了後に車両の後退を行う際、左後方に停車していた軽トラックに接触したものでございます。消防団車両については、損傷はありませんでした。4支払金額24万920円。5添付書類としまして3ページをご覧ください。上4枚が物損事故状況写真でございます。下側が説明図でございます。6その他、和解済みの案件となります。説明は以上です。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、歳末消防特別警戒の実施について説明願います。

○**岩松警防救急課長** 歳末消防特別警戒の実施についてでございます。期間は、12月25日から31日までの1週間となります。土浦市消防団と消防本部は、年の瀬の慌ただしい中、火災等の発生が予想されることから警防態勢を強化し、良い新年が迎えられ様歳末消防特別警戒を実施致します。内容にあつては、人員の増強をはじめ消防団・消防署の広報活動等を行います。以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、令和2年土浦市消防出初式について説明願います。

○**岩松警防救急課長** 令和2年土浦市消防出初式についてでございます。消防団と消防本部の消防力を市民の皆様にご披露する、年に1度の機会となります。この出初式を通して、消防へのご理解と信頼を深めて頂き、火災予防思想の普及を図ることを目的とし実施致します。日時は、令和2年1月11日土曜日となります。会場につきましては、市民会館が工事のため土浦市消防本部田中地内で実施いたします。時間については観閲式が8時30分から消防本部屋外で式典は9時から消防本部3階講堂で実施し、場所を移動して10時45分から土浦市役所うらら広場で木遣り歌と梯子乗りが行われ、また11時10分から市役所周回道路で分列行進を行います。消防車両40台ほどとなります。11時55分からは土浦港で、一斉放水を行う年初めの恒例行事となります。私ごとですが、一斉放水なんです、お勧めポイントベストポジションは、港町から筑波山をバックに一斉放水を撮影すると晴れた日は、虹も浮かびインスタ映えする写真が取れると思います。以上となります。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。その他消防本部から何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 消防本部の皆さんは退席して結構です。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○**島岡委員長** これより市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づき、令和元年度土浦市一般会計第7回補正予算(案)について、ふるさと土浦応援寄付事業を説明願います。

○**山口政策企画課長** 資料1枚お捲りいただきまして、1ページをお願いいたします。ふるさと土浦応援寄付事業に係る補正予算についてでございます。ふるさと土浦応援寄付。いわゆるふるさと納税につきましては、9月議会で補正増させていただいたところですが、この時の試算を上回るペースで寄付が寄せられまして、これに伴いまして、歳出、委託料不足が見込まれますことから、再度、補正増をお願いするものでございます。補正額でございますが、まず、歳入につきましては、当初予算で1億円、9月議会で2億円補正増いたしまして、現予算では、寄付額3億円と見込んでおりましたが、3番のこれまでの実績欄の一番下に記載してありますように、現在、10月までの実績で1億1,429万8,000円の寄付をいただいております。これは、これまで寄付額の一番多かった平成28年度の10月までの実績の1.14倍にあたることから、今年度の歳入を平成28年度の年間寄付額を1.14倍した4億3,000万円に上方修正するものでございます。寄付額の増加の理由につきましては、返礼品を増やしていることや前回もご説明させていただきましたが、本年6月からふるさと納税の指定制度がスタートいたしまして、その指定基準が返礼品は割合3割以下の地場産品とされるなど、同じ条件下での競争となり、これまでの不利な状況が改善したこと、泉佐野市など返礼割合の高かった自治体が除外されたことなどが主な理由と考えられます。また、これに伴う委託料でございますが、寄付金額の増加に伴いお礼品代金、送料及びPR、寄付管理、配送管理等の一括委託料も7,274万1,000円程増えることが予想されますので補正増をお願いするものです。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**吉田(博)委員** これ、月別で言うと12月が一番多い金額が来るんだよな。

○**山口政策企画課長** 吉田(博)委員のおっしゃるとおりでして、寄付額の年間の寄付額の約半分が12月に集中しております。

○**吉田(博)委員** はい。わかりました。いいことだ。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、土浦市自転車のまちづくり構想策定に係るパブリック・コメントについて説明願います。

○**山口政策企画課長** 土浦市自転車のまちづくり構想策定に係るパブリック・コメントの実施についてご説明させていただきます。本市における自転車施策を計画的に展開す

るため、現在、本市の自転車推進計画となります自転車まちづくり構想を策定中でございます。この構想につきましては、外部有識者等18名で構成いたします自転車活用推進会議において、これまで3回にわたりご審議をいただき、今般、その案がまとまり、パブリック・コメントを実施することとなりましたのでご報告させていただきます。資料の2ページをお願いいたします。実施につきましては、2番にもございますとおり、12月16日月曜日から1月15日水曜日まで。公表方法については、広報紙、市のホームページで周知するとともに、市役所、支所・出張所、各地区公民館で閲覧することが出来ます。このほか、ツイッターやつちまるファンクラブ等も活用し、周知に努めてまいりたいと思います。それではここで今回パブリック・コメントを実施いたします土浦市自転車のまちづくり構想（案）について説明させていただきます。なお、地方版の自転車活用推進計画の方には、効果的、効率的に自転車通行空間を整備するために、自転車ネットワークを構成する路線と整備方針を定めた自転車ネットワーク計画を位置付けることとされておりまして、本市でも、現在、都市計画課で策定を進めているところでございます。パブリック・コメントでは、ネットワーク計画も含めまして、意見の方を募って参りたいと考えております。案の方を2枚ほどおめくりいただいて、1ページをお願いいたします。まず、計画の背景・目的でございますが、1ポツ目、自転車は日常生活における身近な移動手段やサイクリング等のレジャーの手段として多くの人々に利用されております。3ポツ目、このような中、国において平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、市町村は区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならないとされました。4ポツ目、本市においては平成28年11月につくば霞ヶ浦りんりんロードが開通、その後、サイクリング拠点施設として、りんりんスクエア土浦、りんりんポート土浦が開業、先月には、りんりんロードが国が創設したナショナルサイクルルートに指定され、こうした自転車利用環境を活用した交流人口の拡大、自転車の安全利用が重要となっております。5ポツ目、このようなことから、自転車を活用した地域の活性化及び自転車文化の醸成を図るため、自転車活用推進計画として土浦市自転車のまちづくり構想を策定するものです。2ページをお願いいたします。計画の区域は、土浦市全域、計画期間は令和2年度から令和4年度までの3年間とし、本計画は、国の自転車活用推進計画、県のいばらき自転車活用推進計画、本市の総合計画を踏まえるとともに、関連計画の整合を図りまして、本市における自転車施策の最上位計画として位置づけをするものでございます。9ページをお願いいたします。9ページからの第2章では、自転車利用の現状と課題として、9ページから自転車を取り巻く状況、16ページからが地域特性、20ページからが統計やアンケートによる生活面・観光面の利用状況、54ページに県、周辺市町村、事業者との連携状況と続きまして、55ページで本市における自転車の課題を整理しております。本市における課題といたしましては、(1)交通安全関係では、自転車交通ルールの普及・遵守。自転車保険及びヘルメットの普及。(2)自転車利用環境関係では、自転車通行空間の改善。駐輪マナーの向上。56ページにまいりまして、(3)健康増進関係では、市民の運動不足の解消。自転車利用環境の認知度向上。(4)サイクルツーリズム関係では、サイク

リストの消費拡大。自転車施策の認知度向上。サイクリング環境の改善が課題として挙げられております。57ページをお願いします。目指すべき姿・目標・施策でございます。まず、目指すべき姿を「あらゆる世代が自転車を安全・快適に利用でき自転車で健康を育む自転車でにぎわう自転車のまちつちうら」としております。また、先ほど挙げました課題を生活面とレジャー・スポーツに整理し、課題に対応した目標を掲げております。1つ目が、自転車事故のない安心・安全な社会の実現。2つ目が、安心して自転車を利用できる環境の創出。3つ目が、自転車利用の普及促進と自転車を活用した市民の健康増進。4つ目といたしまして、サイクルツーリズムの推進による地域の活性化。この4つを目標として掲げております。58ページから61ページが各目標における施策、成果指標となっており、62ページから71ページが各目標、施策に対する具体的な実施内容となっております。自転車のまちづくり構想についての説明は、以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**柴原委員** りんりん道路。毎回言っているけれども、草刈りをもう少しやってもらわないと困る。あれはひどい。特に坂田の先。

○**山口政策企画課長** つくばの方のりんりんロードに関しては、県道ということもございまして、県の方にこちらの方からしっかり要望等をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○**久松委員** この中に入っているだろうとは思いますが、安心して安全で利用できる環境性という点で言えば、自転車レーンを整備していく、促進していくと思うんですが、その辺はどこかに盛り込まれているの。

○**山口政策企画課長** 自転車レーンのお話でしたが、そちらの方は自転車のネットワーク計画というものを今都市計画課の方で、計画を策定中でございます。ガイドラインによりますと一定の交通量ですとか、そういったものによって自転車レーンを設ける道路ですとか、あるいは自転車がここを走るんだというような矢羽根を引いたりとか。そういった計画等もなされているようでございますので、そちらのネットワーク計画の方で整備をしていくということになっております。

○**吉田(千)委員** 安心・安全なやり方ということでは、65ページには、子どもが自転車を楽しめる環境づくりということで、子どもに対して、ここに載っているのですが、ぜひ初心者の方々。大人も含めて、いかに乗っていただく人を増やすかという点でもぜひ、こういうことを定期的に教室というか、楽しんでいただける。りんりんポートを活用してですね、やっていただけたらありがたいかなという風に思います。私も先日、つくば市の方をお迎えする時に、議長提案で、議長ちょっとその時所用で参加できなかったんですが、私もそういう機会がないとなかなか乗らないなと思って、つくばのりんりんロード。藤沢をすぎて往復で30キロくらいですけども、乗ってきたんですけども。とても平坦な道で初心者がまさに乗りやすい環境だなということで、やはりそこを活かしてということであれば、多くの人に親んでもらう。特に春、秋。紅葉だったり、花が咲く時期だったり。とても素晴らしいなと感じましたので、ぜひ、そう

いった企画も検討していただければ。もしかしたら入っているかもしれません。よろしくをお願いします。

○**山口政策企画課長** 今吉田（千）委員の方からご意見をいただきました。ありがとうございます。自転車に乗れない子どもたちに自転車教室を開いてまして、大変盛況です。やるたびに定員いっぱいになるほどの子どもたち。たくさん子どもたちに来ていただいております。それから大人にもというお話をいただきまして、いかに市民の方たちに自転車に乗っていただくか、環境を整備したものを利用していただくかということがこれからの課題になってくると思いますので。まちづくり市民会議等でサイクリングの企画などもしているということもお伺いしておりますので、そういったことも合わせて市民に対する施策というのもこれから考えて計画していきたいと考えております。

○**海老原委員** 15ページか。今、自転車の事故で高額になってきている。自転車保険の重要性を謳っているんだけど、もう少し謳った方がいいんじゃないかと思うのが1点と。他市で自転車保険についての補助制度を取り入れているところ。全国にあると思うんだけど。今は全然考えていないと思うんだけど。いずれにしても、もうちょっと自転車保険の加入に対しても強く訴えてほしいなど。

○**山口政策企画課長** 自転車保険についてのお話ありがとうございました。子どもですとかが事故にあって、親が大変多額の賠償金を請求されるという事例がすごく見受けられているところがございます。そういった中で条例で義務化されているようなところもあるんですけども、基本的には罰則規定はないということで、これは普及・啓発を図っていく以外ないのかなと考えております。例えば、高校生とか、そういったところにも高校に行き、こういう事例があるということで、普及・啓発の方を図って参りたいという風に考えております。補助金の話につきましては、これから研究の方をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○**吉田（博）委員** 2つばかりあるんだけど、まず、前の総合計画策定の時にもお話ししたと思うんですけども、パブコメをやって、そのパブコメを出す。市民に対しての市の考え方をホームページなどに掲載するんだけどね。あまりにも市の考え方が簡単すぎて、雑すぎて、パブコメを出してくれる市民に大変失礼だと言ったことがあるよね。パブコメで意見を言ってくれる市民に対しては丁寧に対処しないと、どんどん意見がね無くなってきちゃうんだよね。そういう傾向にあるんだよね。総合計画においてもパブコメが出てないなどというのがあるからね。ただ、これはやらなくてはいけないということがあるから、やはり、より多くの意見を吸い上げるのには、市の考え方を、意見に対する考え方をきちっと。2、3行で終わるようなことはやめようよな。頼むよ。それと、もう1点は、国の方で活用推進法が出来て、県ももちろんやる。各市町村も推進計画を作ると。よく役所のやるパターンなんだよ。こういったものを作りなさいと。作った後に、さあ何かをやる時に国としての補助金が出ますよというようなのが通常なんだけれども、やはりこれも、そういうような考えでいいのかな。今後土浦市が自転車に関してのいろんな事業を政策を進める中でやはり該当するものがあれば補助金の対象になるということはあるのかな。

○**山口政策企画課長** パブリック・コメントでございますけれども、以前にも吉田（博）委員からそういったご指摘をいただいておりますので、なるべく細かく丁寧に説明するように心がけておりますので、今後もそういった姿勢でパブリック・コメントの意見に対して真摯に答えてまいりたいと思っております。自転車活用推進計画を作って補助金なり交付金が対象となるのかと言ったご質問かと思えます。これ自体につきましては補助金や交付金が付くというようなことは、特段ございません。ただ、ナショナルサイクルルートに指定されまして、その指定によりまして、社会資本整備交付金が付きやすくなるといったことは、国の方からアナウンスされておりますので、そういったことを活用して自転車施策の方を進めてまいりたいという風に考えております。

○**吉田（博）委員** やはり国の方もそういった考えでやっているから、市の方としても積極的にいろんな補助金なり交付金なり、対象となるものを探して進めて行くように。財政が財政なんだから。なあ佐藤課長。積極的に進めて行こうな。

○**島岡委員長** 例えば、どのような補助金が付きやすいとか。

○**山口政策企画課長** さきほど久松委員からありましたように自転車専用レーン、何ていう話もありましたけれど、矢羽根を引いたり案内板を整備したりと、環境の整備の方、ハード面については、社会資本整備交付金の対象となると考えておりますので、例えば自転車道を整備しましょうということにも付くのではないかという風に思っております。

○**島岡委員長** 自転車道に付帯する何かとか。それは用途にもよるけれど。

○**山口政策企画課長** 付帯するものにも対象となると。案件、案件、個別にあるとは思いますが、対象になると考えております。

○**吉田（博）委員** 国もこれ一応法律は作ったものの、さてその中で細かいような内容というのはまだ精査している段階かな。これは。

○**山口政策企画課長** 国の計画は、雑駁なものでして、細かい計画は県や市町村が作って、自転車をもっと活用したらいいでしょうと。自転車の利便性、健康増進。そういった排気ガスを出さないとか、そういったことを含めまして自転車施策を全国的に進めて行ければ日本全体としてですね、いい方向に進んでいこうという考えの元に自転車施策を各市町村に作りなさいというようなことで始まったものです。

○**吉田（博）委員** 国は各市町村。県が作った計画を元にこれからまた精査していくという考えでいいんだな。はい。わかった。

○**吉田（千）委員** 今の社総交の話なんですけれども、ぜひこれからインバウンド。そういったことも含めて、これを活用していただける。まあ、今のお話ですとどこまで活用できるのかわかりませんが、ぜひそういったこと。それから土浦市主催のサイクルイベント。そういったこともぜひ企画をしていただいて、そのところが使えるのであれば。早くお金を引っ張ってきてもらいたい。そして計画に載せていただければ、土浦市発信ということでもいいのかなと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思いません。

○山口政策企画課長 今インバウンド対策ということでお話がありまして、台湾の方などもりんりんロードに自転車を乗りに来ていただいているということのお話も伺っておりますし、ホテルに泊まる外国人が増えていると聞いておりますので、ぜひそう言ったことでインバウンド対策の方にも力を入れてまいりたいという風に思っております。それからサイクルイベントについてご意見の方がございました。来年80周年ということもございますので、そういったことと含めながら、何かしら出来ないかという風にこちらでも今企画検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○吉田(千)委員 ぜひ進めていただきたいと思います。3月には駅前に星野リゾート。ホテルが入りますのでね。そういったことも含めて、ますます自転車のまちづくりを大きく拡大していただければと思います。

○篠塚委員 自転車のルールと保険とヘルメットと出ているんですけども。中学生は通学時にヘルメットをかぶることが原則となっておりますが、小学生は決まっていない。保険も自転車を購入した時に盗難保険は入るけれども普通の保険は入っていないという状況の中で、教育現場の中でどのように推進していくのかは今後の課題なのか。が1点。もう1点。今、ながら運転が昨日から厳しくなりましたけれども。自転車もながら運転が非常に多い。イヤホンを両方に付けてとか。それに関して土浦市独自の自転車の条例みたいなものを今後制定していくことを考えているのか。その2点をお伺いしたいのですが。

○山口政策企画課長 盗難保険ですとか、そういったことの教育現場での対応のご質問かと思えます。この計画の中でも自転車教室を学校で開催してはどうかというお話もございまして。外部の有識者会議を開いた時にもそういった教育現場の方と連携をして、そういった保険ですとかヘルメットの話ですとか、そういったものも普及・啓発を小学生、中学生、高校生にまで広めて広くやっていってはどうかというご意見をいただいておりますので、教育現場の方と連携をしまして、そういった啓発活動といったことは重点的に進めていきたいと思っております。それから、ながら運転のお話もございました。つくば市でスマホを見ながらイヤホンをして自転車を運転していた学生が高齢の方とぶつかって死亡させてしまったという事件の方も発生の方をしております。そんな中でさきほど条例のお話をさせていただいたんですけども、自転車の条例に関して私も今いろいろと調べているところなんですけども、自転車の条例には決まりがないところがございまして、ひな形も基本的にはない。自転車のまちづくり条例みたいなものを制定しているところもあれば、安全利用条例というようなものを制定しているところもございまして。その中でヘルメットですとか保険の啓発とか、義務化とかという話も出ていますけれども、ひな形が無くてばらばらなんです。ですので条例を制定するのであれば、こういった条例が土浦市にとっていいのかというものも含めまして、一度ちょっと整理する必要があるのかなという風に考えているところでございます。

○篠塚委員 ヘルメットの件は牛久市では小学生は通学時でヘルメットをかぶっていますよね。自転車を乗ると同じような感じで。そういう形で今後小学生にヘルメット着用を補助制度にするのか。中学生は自分で買うのを義務付けられているんですけど、

そういうことを考えて検討していただきたい。ヘルメットってかぶり慣れないと、なかなかかぶらないと思うので。保険の件は、もうちょっと自転車を購入する時に販売先とよく連携を取るとか。そういうことをしていかないとなかなか自転車保険というのは加入しないと思うのでその辺よろしくお願いします。条例の件も今後検討材料として、いろんなものがたくさん出ると思うので、違法駐輪の罰金の件も出てくるし、いろんなことが出てくるので、検討していただければと思います。

○海老原委員 りんりんロードを走っていると矢羽根は知っているんだけど、自転車ラインね。五中地区はやっているのはわかっているんだけど、それ以外にやっているところを今日じゃなくていいからあとで資料を出してくれる。

○山口政策企画課長 今現在で引いてあるのは、海老原委員からご指摘があったところまでして、これからやろうとするところが自転車ネットワーク計画の方に位置付けられておりますので、そのネットワーク計画案の方を皆さまの方に後ほど資料提供の方をさせていただきます。

○海老原委員 ということは、自転車レーンは五中地区のところだけか。矢羽根は置いておいて。

○山口政策企画課長 私が記憶している中では、田村沖宿線のみかなという風に思っております。

○吉田(千)委員 さきほど篠塚委員さんがお話されておりました子どものヘルメットの件なんですけれども、最近よく子どもたちもカラフルなヘルメットをかぶっているような状況があるんですが、ご提案いただいたものを含めて、ぜひ販売店にですね、セットで進めていただけるように。自転車を買う時には安全対策として必ず着用した方がいいですよということを業者の方にも呼び掛けていただいて、そういった形をとっていただければ親御さんに購入していただけるという可能性があるという。お願いしたいかなとおもいます。

○山口政策企画課長 ありがとうございます。さきほどの保険の件も含めまして、自転車販売店の方には、これから必ずヘルメットの方の着用と保険に関しては加入してくださいというような形で、こちらの方から普及の方を図っていきたいと思います。

○久松委員 都市計画サイドで進められている自転車ネットワーク計画。これも同時にパブコメにかけるんですか。

○山口政策企画課長 形態といたしましては、まちづくり構想の中にネットワーク計画というものを位置づけするという風になっておりますので、計画自体は都市計画課が策定はしているものなんですけれども、パブコメに関してはまちづくり構想という中で一体となってパブリック・コメントにかけたいと思っております。

○久松委員 まちづくり構想の中の一つのパートとしてネットワーク計画があるよという風に理解していいんですか。

○山口政策企画課長 はい。そのような形になります。

○吉田(博)委員 出されたパブコメは委員会にも後でまとめて報告あるよな。

○山口政策企画課長 はい。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

次に、専決処分の承認について令和元年度土浦市一般会計第5回補正予算（令和元年10月9日専決）の説明願います。

○佐藤財政課長 3ページをお願いします。専決処分ということで補正予算を専決処分させていただいたというものです。補正の理由ですが、3ページの上段に書いてありますが、平成21年度借入分借換条件付発行借換債ということで、これは毎年条件付で借入れている部分でございますけれど、令和元年度は平成21年度に15年満期で借入れたものを契約により10年後、本年度ですね、利率を見直して借換えるというもので、そういう条件になっているということで、本年度、償還と借換。同額を市債と公債費及び当初予算、第2表地方債を予算計上させていただいているところでございます。しかし、平成21年3月借入分の3件がございまして、本年10月に金融機関とデータリストを照合精査したところ平成21年度当初借入時にリスト管理をしていたところでございますが、リストにもれがあったということでございます。よりまして、当該借入につきましては、当初予算に未計上でありまして、こちら借換えによります地方債の歳入、それから償還によります公債費の歳出、こちらは同額なんですけど、その部分と地方債の増額に対する当初予算の地方債。第2表の地方債の補正を、補正予算の計上をさせていただくものでございます。こちらにつきましては、借換期日が決まっております、12月20日になりますことから、早急の予算措置が必要だったため、専決処分とさせていただくものでございます。表の1でございまして、3ページの下段にありますけど、これが平成21年度の借入分の借換え条件付発行借換債のリストでございまして、表の上の方でございまして、借換え年度平成31年度、令和元年度の借入分。借換え年度当初予算ということで2億6,934万4,000円となっているところでございまして、これを当初予算で借換えをするというような予算の計上の仕方をしておりました。こちらは右側の方に括弧でくくっておりますが当初予算ということで21年5月に借入れたものでございまして、こちらについては31年、今年度の5月20日に借換えが済んでいるものでございます。しかし、その下計上もれ分とありますが、3件の分でございますが、こちらの分について計上もれがございまして、3,346万円という部分ですが、これを償還と借換の借入分をこちらの計上もれ分がありますことから、こちらについて地方債の関係の補正をさせていただくというものでございます。4ページをお願いします。3ページの表の要所の部分を各科目で載せたものでございますが、平成21年度借換条件借換債について、令和元年度当初予算額、償還額①2億6,934万4,000円と、借換えは令和元年5月20日でございまして、同額を借り換えるいうものでございまして。当初予算の元の借入は22年3月でございまして、もれ分がございまして、こちら3,346万の分を本年11月20日に借換えする分でございますが、こちらについて、同額をもれていたということで今回計上させていただくというものでございます。その下でございまして、具体的な補正内容でございまして、第1表の歳入

歳出補正予算。歳入でございますが、上の方の②と④でございます。借換額ということで、市債ということで過年度借入れる条件付借換債。3,346万円を追加させていただく。その下、歳出でございますが、表の2の3の部分ですね。こちら同額3,346万円。こちらを償還額、公債費を補正計上させていただくというものでございます。それから一番下、第2表の地方債補正でございますが、変更ということで、起債の目的は過年度借換条件付発行債借換債。こちらを補正前が2億6,934万4,000円でありまして、表の2の②の部分でございますが、それを補正後、3億280万4,000円。表の⑥の部分になりますが、補正額3,346万ということで地方債補正をこのように計上させていただくというものでございます。5ページでございますが、参考でございますけれども、借換え前、借換え後の利率と利子の差額というものでございまして、上段が当初予算計上分でございますが、真ん中に利率とございまして、借換え前が1.5、本年度借換え後につきましては、0.27で残りの5年間を償還していくというものでございます。利子については、総額で906万7,579円ほどの利子が減るものでございます。その下、計上もれ分でございますけれども、当初借入は1.5であったものを借換え後0.29になりますので、その分が110万ほど利子が減になるというものでございます。5番の下でございますが、今後の対応策といたしまして、借換え時期のリストもれによる未計上の防止対策ということで、既存の借換債については、リストで計上しておりますが、全件を市と金融機関の借入リストを再度付け合せると。それから新規の借入額についても、借換え後に金融機関とリストの付け合せを確認するというもので、当初予算計上の際にも合わせてもう一度確認をするというものでございます。こちらにはちょっと載せてはございませんが、今後エクセルというパソコンで管理をしているものでございますので、システムがございまして、システムの起債と連動して添付を出来ないかどうかをちょっと、今後検討していくというものでございます。いずれにしても、歳入歳出総計予算主義の原則で計上しなくてはいけないものでございますので、もれていたものでございますので、大変申し訳ございませんでした。以上です。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 あってはならないミスなんだよな。こんなことは。ね。なんで起きたの、その辺は分析しているの。

○佐藤財政課長 3ページにございますけれども、借換債の借入れた時にリストを作る訳ですが、5月に借入れて、それから3月に借入れた訳でございますけれども、リストを作成する際に、3月分の部分をパソコンで管理する時にこれがもれていたということで、10年後これに則って借換えを行うということで、金融機関等と照合したところもれていたということが判明したので、これは人為的なミスということになります。

○久松委員 金融機関と照合しなければわからないということ自体がおかしいんだよ。そうでしょ。当然、照合精査すれば、まあ、金融機関の方でももれているということありえない訳だから、金融機関側から指摘される訳でしょ。そうでしょ。

○佐藤財政課長 すいません。実際、10月に11月20日に今度借換えをする分があるということで、金融機関と事前に銀行の方から申し出があつて、それで精査したとこ

るもれが判明したというようなところなので、本当にこちらが気付かなかった部分なので、本当にこれは私どものミス以外にないということです。

○久松委員 パソコンのシステムにエクセルを使っているって言うんだけど、その辺のシステムで、こういったミスを事前防止するようなシステムは出来ないのかな。

○佐藤財政課長 はい。当初借入れて借換えるという部分にはシステムには反映されていなくて。借換えをするという部分だけは、パソコンのエクセル管理見たいな。これはずっと、毎年この表がございまして、その表を見ながら、今度借換えがあるなという風に管理してやっているもので、元のパソコンの手入力のシステムではなくて、借換えた時にシステムに反映しますので、それをうまく利用して10年後には、その部分が借換えがあるというようにわかるようなシステムですぐ反映する。そのシステムを反映して実際に帳票管理できるようなシステムを改修出来ないかどうかちょっと検討させているところでございます。

○久松委員 それ出来るだろ。そういうシステムは。

○佐藤財政課長 出来ると思います。早速、来年度予算からちょっと活用できないかと、ちょっと検討させているところです。申し訳ありません。

○久松委員 よろしく願います。

○海老原委員 今回の計上もれ3件は、借り換え分のレートがね0.27が0.29なんだけれど。0.27ではやってくれなかったの。

○佐藤財政課長 やっぱり時価のレートをつけて借り換えるということになってますので、やっぱり国債とかの状況で提示されたのが0.29で、若干上がっているということです。そこまで交渉はさせていただいてはおりません。

○海老原委員 これに限らず、計上もれ。例えば、川口田中線Ⅱ期とあるよね。これ上にもあるんだよな。枝番付けたらどうなんだい。枝番付けると表示が違udarouから、次からチェックがはたらくかも知れないな。今泉第二霊園とか①が付いているんだよ。付けられるんじゃないかと思うんだけど表示だけの問題だから。

○佐藤財政課長 はい。それは付けられますので、そういった工夫を。

○吉田(博)委員 公室長、平成22年当時の財政課長は誰だ。

○船沢市長公室長 22年ですか。その時は、櫻井さんが。失礼しました。小柳さんが確かいた頃かと。財政課長1年やっております。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、平成30年度土浦市の財務書類について説明願います。

○佐藤財政課長 毎年、お示しさせていただいております財務書類でございます。資料につきましては、別添で付けさせていただいている平成30年度土浦市の財務書類というものがございます。これとその要約版と、2点でございます。まずは本編の方をご覧いただいて、1ページをご覧ください。こちらにつきましては、はじめにとありますが、従前お伝えしている通り、官庁関係は現金主義会計・単式簿記方式であると。こち

らは地方自治法に則った会計方法ですが、現金の動きがわかりやすい反面、資産や負債に関するストック情報が不足しているというのが、この公会計制度の財務処理を作り出したというところでございます。はじめの真ん中、太字であります、平成27年に総務省から統一的な基準になり、地方公会計マニュアルが示されたと。それまで、いろいろな方式が混在していたので、総務省の方でそれを統一した基準のマニュアルが作られたというものでございます。本市におきましても、その下の太字にありますけれど、平成27年度分決算から、統一的な基準に基づく財務書類に移行しているものでございます。2ページでございますが、本市の会計範囲というものでございまして、こちら財務処理は3つに分かれておりまして、一般会計でございます。全体会計ということで、本市のすべての会計でございますね、特別会計を含めた全体会計。それから連結会計として一部事務組合、それから外郭団体、3セクを含めた連結会計と、3つの会計をもって財務書類を作成しているところでございます。3ページでございますが、こちら財務書類4表がありまして、こちらは貸借対照表、それから行政コスト計算書、それから資金の純資産の変動を表す純資産変動計算書、それから資金収支計算書これはキャッシュフローと呼ばれるものでございまして、この4つをもって財務諸表というところでございます。4ページにその相関図が載せてあるところでございまして、5ページから一般会計に関する説明と分析というところでございます。こちら分析につきましては、別紙がありますが、分析については要約版の方で説明させていただきますので、要約版の方をご覧ください。要約版で説明させていただきたいと思っております。1ページでございますが、一番上でございますが、今申し上げた通り、統一的な基準による地方公会計マニュアルに則って財務書類を作成しているところでございます。その下◎でございまして、統一的な基準による財務書類の特徴として、発生主義による複式簿記によるストック情報を網羅しているというものでございます。それから固定資産台帳の整理を基本としているというものでございます。その下3番目に比較可能性というのがございまして、それまで混在しておりました財務諸表の様々な方式を総務省の方で統一化したことによりまして、類似団体や他市との分析が今後とも可能になっていくというような特徴をもっているところでございます。その下、財務書類の構成でございまして、さきほど申し上げました通り、4つでございまして、貸借対照表につきましては、資産と負債の状況を明らかにすると、それから行政コスト計算書でございまして、これは費用の状況を明らかにすると、純資産変動計算書は、純資産。貸借対照表の資産の合計から負債を引いた純資産の変動の要因を明らかにすると、資金収支計算書は、キャッシュフローでございまして、資金の流れを表すというものでございます。分析における前提条件でございまして、平成28年度決算において、総務省で公表している本市の類似団体の平均値と比較をしているところでございまして、類似団体は50団体の平均ということになります。ただし、行政コスト計算書は未公表のために、今回は県内10万人以上の団体の平均を勘案しているものでございます。2ページでございまして、こちらから4表による分析でございまして、こちら貸借対照表の通り会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにするというものでございます。固定資産につきましては、左側ですが44億円の減

少ということですが、流動資産については、24億の増。また、資産合計については19億円の減少というものでございます。こちらその下にありますが、資産の減として資産の取得以上に大規模事業が終了し減価償却になったことから減価償却が増になったというものでございます。右側、負債でございますが、こちら12億円の減。純資産でございますが、資産の合計から負債を引いた純資産でございますが、6億円の減というものでございまして、負債については12億円、減しているところでございまして、地方債の発行以上に大規模事業が終了ということで、償還になってきているというものでございます。その下、各財務書類によりまして、比率等が算定されていくものでございませうけれども、主な比率等についてその比率と分析についてでございますけれども、純資産比率でございまして、こちらは資産の合計、純資産を資産の合計で割ると。総資産のうち現役世代により負担している返済義務のない純資産の割合。この比率が高いほど財政状況が健全であるとされているところであります。こちらでございますが、本市につきましては、平均値に比べまして50.4ということで、低い状況になっているところでございますが、こちらについては、前年度と比較するとわずかには増額しておりますが、平均的に比較的低い水準にあるというところでございませうけれども、こちらは、若干降下したのは地方債の償還が済んで資産の割合以上に負債が減少した影響があるということでは若干増えているところでございますが、大規模事業が推進していることで、純資産の割合というのは平均値よりも若干低い状態になっているところでございます。その下、将来世代負担比率でございますが、こちらについては、平均値15.4%に比べまして、30.4%と高くなってはおりますが、前年度比について比べましてちょっと0.2%ほど減になっているというものでございます。本市におきましては、30.4%で地方債の償還が済んだことによって若干減少しておりますが、平均値よりは上回っているというところでございます。こちらは将来負担比率の上の純資産と連動しますが高い傾向になってございまして、こちらについても大規模事業が推進しているということで、社会資本整備について、地方債を発行しているということが、発行額の大きいということで平均値よりは増加の影響をしているというところでございます。それからその下、有形固定資産減価償却率ということで、こちら建物などの減価償却ですね、償却資産について、当初予算時の価格に対しての、価値の減少の進行を示すということで、こちらについては、比率が高いほど、施設の老朽化の程度が高いということでございまして、本市については、平均よりも低いというところでございませうけれども、こちらは比較的新しい大規模事業が済んで、新しい資産の割合が多く社会資本の投資を積極的に行っているということも言えるという状況でございます。貸借対照表のまとめでございますけれども、さきほどからお話しているとおり、大規模事業が終了してございまして、今年度は、公共施設への新規投資より減価償却が上回っているということから有形固定資産の償却率は昨年度と比較して増加しております。ただし、近年の社会資本整備に積極的な投資をしていることから、引き続き他団体よりも低い水準になります。また、近年の大規模事業における地方債現在高。こちらは増加しているということによりまして、他団体と比べて全資産から負債を引いた部分が大きいので純資産は低いということになっております。したがって、将

来世代負担比率には現在のところ高い傾向ではありますが、30年度は地方債の償還が新規発行を上回っているということで、徐々に前年度と比較して数値は改善していると思われるものでございます。以上が貸借対照表の分析でございます。続きまして3ページ、行政コスト計算書というものでございまして、行政コスト計算書につきましては、いわゆる費用についてどのように使われているか。そういったものを明らかにするものでございます。平成30年度の一般会計につきましては、経常収益24億につきまして、純行政コストが434億ということで、前年度に比べまして、1億円弱ぐらい減少しているというものでございます。この比率によりまして、住民1人当たりの行政コスト。こちらを算定することによりまして、当市の行政サービスをどれだけのコスト水準で実現したかというようなものを比較することができると言われていたものでございます。住民1人当たり一般会計におきましては、駅北の繰出金が減少した影響で住民1人当たりの行政コストが減少する結果となっているものでございます。平均値に比べますと、ほぼ平均値と同水準を保っているところでございます。中でも行政コスト。中には減価償却費というのがございまして、公共施設の投資の結果として、減価償却費の負担が増加しておりますので、将来必要となる更新費用等の財源の確保を意識した行政運営が必要であるというようなどころでございまして、今後ともこの推移を分析していきたいというところでございます。3番目でございますが、純資産変動計算書でございます。下でございます。こちらについては、さきほどからお話しているとおり、純資産についての減の要因を明らかにするということが目的となっております。平成30年度につきましては、996億4,900万円となっているところでございまして、その純資産については、純行政コストが434億4,500万円でありまして、人件費や物件費、それからマル福といったものが、434億ありまして、それをまかなう税収、それから国・県の補助金というのが430億円ありました。それから所管替え等というのは、これは駅北終了によりまして、駅北分の地方債の残高を引き受けるということでその分がマイナスになっているということで、差し引きでこの分が前年度比では純資産は6億円ほど減になっているというようなどころでございまして、4ページでございます。4ページのまとめでございますが、純行政コストが純経費で、その他の基本経費が434億4,500万円に対しまして、財源については430億9,800万円と。その差3億4,700万円の純資産減少となり、そのほか駅北からの終了したことによる一般会計の地方債が移ってきたというものを含めまして、純資産の変動は6億になったというようなことになったようなものでございます。4番目でございますが、資金収支計算書。資金の流れを区分別に明らかにするということで、これはプライマリーバランスと呼ばれるところでございまして、こちらについては、真ん中の囲みである表でございますけれど、業務収入、投資活動収入、というのがございまして、一方その下に業務支出、投資活動支出というものでございます。点々で真ん中で区切って右側でございますが、こちらが財務活動収入ということで、地方債の借入、返済に関する周知、それから基金の積立ですね。こちらを除くということでございまして、業務収入、投資活動収入、これ臨時収入という台風関係の部分も若干入っていますが、その差額の収入が支出

に対してどの程度上回っているかどうかということで、プライマリーバランスを図るといふようなところでございます。図の下でございまして、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスでございまして、こちらについては、前年度比で59億1,300万と、大幅に増になっておりまして、前年度までのプライマリーバランスがマイナスだったものが、今回30年度には一気にプラスになったということでございます。こちらについては、一番下にまとめてありますが、基礎的財政収支、前年度大事業が完成しまして、業務活動におけます移転費用支出、これは駅北の繰り出し金でございまして、投資活動における公共施設等整備支出が減少したことによりまして、大きくプラスに転じているというものでございます。なお、公共資産投資の大部分は、自治体の場合は公債財源で賄われておりますので、前年度のように本市のように大規模事業を集中的に行っている場合は基礎的財政収支がマイナスになるというものでございまして、今後とも公債資産投資と公債残高のバランスを考慮して将来世代への負担の先送りが顕著とならないように安定的な財政運営を行うことが必要であるとまとめさせていただいております。5ページについては、4表による図解でございまして、相関図でございまして、こちらにつきましては、1番最初に申し上げましたとおり、国の方では活用が最も最終到達点だと言っているところでございますので、なるべく早い、こちら12月というのは、ちょっと遅い段階でございまして、決算。通常の決算と同じように9月に公表し予算に反映できるように目指していくと。そのために財政課の方では、今年からシステムを導入し、伝票など伝票を打つごとに仕分けができるように、反映できるように今後とも予算反映を目指して進めて行くものでございまして、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 類似団体の平均値とあったけれども、29年度予算決算は、いつ公表されるの。これは。

○佐藤財政課長 こちら総務省で取りまとめている公表値でございまして、例年ですと12月、まもなく公表になると思われまして。

○久松委員 28年度決算で比較してる訳ですか。

○佐藤財政課長 はい。そうです。

○久松委員 そうすると次年度は29年度の数値を活用するということ。

○佐藤財政課長 はい。最後に申し上げましたように、本当に早期の決算自体は当然前年度6月、9月には公表できるんですけど、財務状況は全部の決算が終わってから1つ1つ仕分け作業をして、例えば、費用であるとか資産であるとかを仕分けをして、それで出来上がるので、本市は12月に公表しておりますけれど、12月に公表しているのも少ないというか、早いくらいで、これは大体3月、以前は手前どもも3月に公表していましたが、それではやっぱり、比較の時期もずれちゃうということもあるし、予算にも活用が出来ないと。最終的にはこちらの9月の同時期に通常の決算と同時期にこの財務諸表も公表して、減価償却と資産の老朽化とか、そういったものを合わせて予算編成に結びつけていくというのが最終的なやり方になってくると思います。こちらは28

年度決算というのは遅いんですけれど、現在の状況では、やはり一回、1年間遅れているような状況ですね。だからまだ未公表となっている。

○久松委員 やっぱり比較するとすれば新しい指標を使うのがいいんですけども、それを待っていると次年度の予算編成の指標を参考にしたいけれども出来なかったみたいなの。

○佐藤財政課長 お示しするのも3月になってしまう。

○久松委員 3月になっちゃうのか。

○佐藤財政課長 どちらかがいいかという、決算の平均よりも公表。全体の公表の方が早く持って行く方がいいということで、この指標になっている。

○吉田(博)委員 将来大変なんだよな。これな。それでね。新しい市長にちゃんとヒアリングをやってくれる。いわゆる今の市の財政状況、今後の財政の推移。大型事業が終わってこれからは借金の返済が主になるから。歳入も増える要素がないというところで土浦市の財政がどういう状況にあるかということの新市長に示していただきたい。ヒアリングをきちっとやってもらいたい。ここでは将来の負担が、世代に対する負担がすごく多くなっていてね。それを最終的に結論化すると減らしていくしかないだろうと。将来にそういった負の遺産を残す訳にはいかないというのは表れてくるんだけど。数字で見たら経常経費だって相当削減しているんだよな。職員の数だってそう。みんな削減していても、さらにこれだけの数字があって、じゃあ政策的なものができるかどうかということもそこまで突っ込んでほしいんだよな。経常経費でもって市はこれぐらいで、これは推移して行ったらば政策的なものは市長どのくらいできますかというのをきちっと数字を出してあげないと、大変なことになるような気がするから。行政はまず数字からだからね。財政からだから、その辺のヒアリングを公室長さ、時間かけてもやってください。お願いします。

○船沢市長公室長 はい。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、第2期つちうらシティプロモーション戦略プラン策定に係るパブリック・コメントについての説明願います。

○羽成広報広聴課長 第2期つちうらシティプロモーション戦略プランの策定に係るパブリック・コメントの実施についてご説明させていただきます。第2期シティプロモーション戦略プランの策定につきましては、ご案内のとおり、今年度、第1期プランが計画最終年度を迎えることから現在新プランの策定作業を行っているところです。これまで庁内の内部会議と外部の有識者会議におきまして、様々な視点から議論をいただきながら新プランづくりを進めてまいりました。このたび、プラン(案)が取り纏まりましてパブリック・コメントを実施させていただく運びとなったものでございます。資料3にございますように、来週12月11日水曜日から年明け1月8日水曜日までの29日間、広く市民の皆様の声を募集します。実施につきましては、広報紙やホームページに

て周知を行いまして、プラン（案）をホームページに掲載しますとともに市役所や支所・出張所、各地区公民館などで閲覧していただきます。閲覧に供するプラン（案）は、別添資料のとおりとなります。概要を掻い摘んでご説明させていただきます。別添資料の1ページをお願いいたします。1ページから2ページがプラン策定の趣旨となっております。数ある地方自治体の中で土浦市が存在感のある選ばれるまちとなるため、戦略プラン策定をいたしまして、地域資源の魅力を内外に発信することを目的といたしまして、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定するものでございます。2ページから15ページは土浦市の概要ということになってございまして、本市を取り巻く社会情勢、土浦市の人口等の現状、また今回改めて実施をいたしました土浦市のイメージ。また、土浦市のイメージにおける課題ということで、整理をさせていただいております。その課題を踏まえまして、16ページの方が土浦シティプロモーション事業における課題ということで、4つほどお示しさせていただいております。1番目の体験型観光の周知を強化。2つ目、市の取組・行政サービスなど「生活資源」の周知を強化。3つ目といたしまして、職員によるプロモーションの強化。4つ目が、メディアに対するパブリシティの強化でございます。続きまして、17ページから18ページまでがシティプロモーションの目指すものということで、これまで定めておりませんでしたつちうらシティプロモーションの定義。また、メインターゲットの設定をいたしてございます。つちうらシティプロモーションの定義につきましては、他市との差別化を図るために行います土浦市のまちの資源を活用して創出いたしました、土浦市の魅力の戦略的な情報発信として定義をさせていただきました。なお、その下、2番目のメインターゲットの設定につきましては、全国地域周辺の方々に向けたアウトタープロモーションとしまして、土浦市のことを実際に知っていらっしゃる方、関わりのある方などを含めました外向きのプロモーションと。それから市内。子育て世代などを中心としましたインナープロモーションということで国民ターゲットを設定したところでございます。18ページがシティプロモーションの目標になってございまして、こちらにつきましては、新たに短期、中期、長期とそれぞれの時期の目標を定めまして、短期目標につきましては、土浦のまちの資源の活用、まちの賑わいの創出。中期目標におきましては、本市のイメージアップ、シビックプライドの醸成。最終的に移住・定住者の獲得によります活力ある土浦の実現ということで目標を定めてございます。なお、19ページからが戦略展開となっております。1番基本的な考え方につきましては、第1期プランで示しておりました、A I S A Sの法則を踏まえた戦略展開ということで、真ん中の図にありますように、知っているから興味がある、調べてみる、行ってみる、知らせたいという各プロセスの繰り返しを基本といたしまして、同じような考えで第2期プランについても考えたいと考えております。20ページをお願いいたします。推進方針でございまして、こちらは新たにイメージアップのためのプロモーションとイメージダウンを防ぐためのプロモーション。いわゆるオフェンスプロモーションとディフェンスプロモーションということで改めて設定したものでございます。22ページからが戦略展開ということになってございまして、こちらにつきましては、これまでも掲げてま

いりました認知度向上，ニーズの喚起，そして行動のきっかけ提供というような形で戦略の方を展開していくような形でございます。28ページをお願いいたします。こちらはコンセプトとコンテンツの設定ということで，今後，情報が多く出ております現代社会におきまして，我々が伝えたい情報。これをインパクトを出しながらわかりやすく伝えていくためには，コンセプトを作りまして，プロモーションを行っていく必要があるかと思っております。ここではあくまでも試案ということで，今後の長期的な検討，これを前提といたしまして，試案を示させていただいております。3つの視点からコンセプトを今後設定してまいりたいと考えてございます。29ページがその試案で，つちうらぶらりサイクリング，土浦で“土いじり”といったような，今土浦の方で推進しているような事業試案でございます。31ページの方をお願いいたします。つちうらシティプロモーションの推進体制ということで，改めまして，オール土浦で取り組んでいくということで，推進体制の方を示させていただいたものでございます。こちらのプラン（案）につきましては，今後パブリック・コメントを実施いたしまして，市民からのご意見を頂戴いたしまして，意見を整理させていただきまして，今年度末策定の方を目指してまいりたいとそのように考えてございます。説明は以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○今野副委員長 これ第2期つちうらシティプロモーションということで，今までのシティプロモーションの施策を行ってきたうえで，具体的な数値。例えばこれをやったことによって移住者，定住者がどのくらい来たのか。子育て世代の流出防止ですか，それも具体的にはどうだったのかという。具体的なところがあまりというか全然出ていないような。さきほどちょっとありましたけれども，30ページでSNSのフォロワー数ですとか，ホームページアクセス数，これの数値よりも実際はこの施策を行ったことによってこれだけ効果がありましたとか，数値化で見える方にしていかないと，今後どのようなことをしたら有効なのか。これをしたことによってそれほど効果がなかったということと比べて行かないといつまでたっても，ちょっとこれ見た限りでは同じようなイメージしか入ってこないんですよ。なのでそれが数値化したものがあるのか，それによっての今後どのように施策をひとつずつに対して，反映していくのか。というものはあるのですか。

○羽成広報広聴課長 今ご質問の実際の効果というようなお話でございますが，実際シティプロモーション活動につきましては，取組みまだ始まったばかりでございまして，まだまだこれから進めて行かなければいけないことがございます。実際に，最終的には移住者の獲得を目的としまして，実施している訳なんですけども，具体的に今我々が行いました，この活動に対しまして，この方が土浦に転入していただけたとかという，実際に計るような仕組みというようなものがございまして，数値自体はちょっと把握していない状況でございまして，今後，この後ご説明させていただきますが，移住フェアなんかにおきます相談会などによりまして，実際にアナウンスをした方たちが今後どのような動きをされていくかといったことで，今後検証を進めて行きたいと思っておりますが，まず，土浦というまちを多くの都内の方たちによく知っていただいて，候補地と

して認知していただくことをまず第1ステップということで考えて実施していきたいと思っております。

○**今野副委員長** はい。わかりました。私だったらきっちりと見える化しないと今後どのようにやっていくかというのがちょっと私だとしたら、わかりづらいなと思うので、今後具体的に見える化する数値化するという方法をどのようにして、具体的な話があるのか。またほかの自治体で見える化するなにか方策を取っているところとかあるのかというのを教えてください。

○**羽成広報広聴課長** 確かに他県におきまして、そういった形で実際にどのくらい移住者がいらっしゃるかという数値を出している市町村もあるようでございます。私どもの方もそういった事例を参考にさせていただきながら、今後どのような形でその検証ができるような、数値集めが出来るのかということについては検討してまいりたいと思います。今回の設定といたしましては、その前段といたしまして、土浦を知っていただくために、効果があるであろうリリースの関係であるとかSNSのフォロワー数などの関係を設定させていただきたいと考えてございます。

○**今野副委員長** はい。わかりました。

○**篠塚委員** シティプロモーションの中の統一したフォームというものを取り上げているのですが、土浦市のイメージカラーというのは。土浦市のカラーというのは一体何色なのかなといつも疑問に思っております。土浦市の駅のこのビルの上にあるの土浦のマークは青ですね、青い線が。市旗はグリーンですね、議会報告会の土浦市のマークは緑色なんですけど、緑に白地を抜いてあるとか。いろいろなパターンがあるんですけども、実際土浦市の色の規定はないということで聞いたのですが、今の時代色も大切なことだと思うので、その辺は踏み込んでいくのかどうか。デザインだけではなくて。

○**羽成広報広聴課長** 確かにおっしゃる通り、土浦市のカラー、青蘭。それから緑ということで、いろいろな色を使用してございます。記者会見のバックボードに付きまして、色を併用したりしておりますが、確かにイメージというものは非常に大事な部分でございまして、表向きにプロモーション活動をしていくうえで必要となる色の設定といたしますか、そういったものを考えられるかということについては、ちょっと話合ってみたいと思います。

○**篠塚委員** 統一した方がいいと思います。皆さん名刺を出したりするのも土浦市のマークがね、青だったり緑だったり代わるのもおかしいし、それをひとつの基準として規定の中に入れていくようなことにした方がいいと思うのですけれど。考えていただきたいということです。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、「意外と近い！？つちうらー土浦市移住フェア」の開催についての説明願います。

○**羽成広報広聴課長** 「土浦市移住フェア」の開催についてご説明させていただきます

す。本事業は、本市のイメージアップと認知度向上を図りまして、最終的に移住者の増加につなげることを目的に昨年度から始めたものでございます。今年度は、サイクルライフに関心の高い「2拠点生活」を視野に入れている方や都内に勤務されている住宅購入予定の若年層。また、土浦に地縁をお持ちの都内勤務者などをさらなるターゲットとして、本市の移住先としての魅力のPRと移住相談などを実施するものでございます。今年度も2回の開催を予定しておりまして、まず12月25日水曜日には東京駅前の「東京シティアイ」で、年明け2月11日火曜日、建国記念日には「移住・交流情報ガーデン」を会場にそれぞれ実施します。会場には、住環境や子育て・教育環境、そして医療など「本市の暮らしやすさ」の案内や本市のロケーションや花火・文化といった「まちの特徴」をお知らせするコーナーを設置し、また、今回は茨城県とも連携をし、先月「ナショナルサイクルルート」に指定されました「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のPRも行い「自転車のまち土浦」についても深く印象づけたいと考えているところでございます。その他、土浦ブランド認定品・れんこん加工品の販売や抽選会・サンプリングなどを行い、地域の資源や個性を最大限に伝えてまいります。12月25日には、市長にも会場に出向いていただき、本市フィルムコミッションとも縁のある映画プロデューサーと「土浦の魅力」について対談を行うなど積極的なPR活動をしていただく予定です。12月末お忙しい時期ではございますが、委員の皆様方にもぜひ足をお運びいただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**今野副委員長** 12月25日のイベントなんですけれども、例えば議員が行くとしたら何時くらいがいいよね。とかそういうのがあるのですか。

○**羽成広報広聴課長** 12月25日につきましては、資料8ページにございますが、日程の方がお昼から夜7時までということで、設定をしております。市長には夕方ですね5時半くらいから対談を予定しておりまして、ちょうど通勤客などをターゲットにしたなと考えておりまして、出来ましたら遅い時間帯の方が。詳細につきましては、また、日程が決まり次第お知らせさせていただきたいと考えております。

○**今野副委員長** もう一点いいですか。こういうイベントって確か、過去2回やってますよね。有楽町、駅前。その時に何人くらい人が集まったかとか。どんな感じだったのか。すいません。ちょっと参加できなかったの。

○**羽成広報広聴課長** 昨年度につきましては、2回。東京交通会館のピロティエのところでやらせていただきまして、アンケート調査でありますとか、サンプリングでありますとか。実施いたしました。おおよそ500人程度の方にご来場いただきまして、前回1月19日に実施いたしました時には513人ということで、アンケートのご協力者ということで来ていただきました。2月10日。第2回目に実施いたしました時にも、この時には、認定品の販売PRという形が主でございましたが、用意しました商品などほぼ同じくらい販売されておりまして、大体そのくらいの方に来ていただけたような形でございます。

○**島岡委員長** この程度とする。その他市長公室から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 市長公室の皆さんは退席して結構です。暫時休憩いたします。午後3時25分再開いたします。

(市長公室退席)

(午後3時15分 休憩)

(午後3時26分 再開)

(総務部入室)

○島岡委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づき、町の区域の変更について説明願います。

○真家総務課長 町の区域の変更についてご説明します。変更する区域は永国東町277番でございます。変更する理由については、当該土地の登記簿と公図におきます土地の所在が異なっておりまして、分筆及び所有権移転登記に支障をきたしているとの地主から要望があったことから当該土地を小岩田西二丁目に変更するものでございます。2ページをお願いします。議案でございます。本市の町の区域を別添変更調書、こちら3ページにございますが、変更調書のとおり変更することについて地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。4ページをお願いします。本議案に係ります地主からの要望書でございます。内容としましては、昭和51年に鉄道用地として旧国鉄に売却した土地につきまして、理由にありますように登記簿と公図の所在が異なる状態になっておりまして、結果、分筆及び所有権移転登記ができず、支障をきたしていることから今回、永国東町となっている土地の所在を小岩田西二丁目に変更してもらいたいというものでございます。5ページをお願いします。位置図でございます。中央の吹出しが出ている個所が当該地でございます。そして赤い破線が現在の永国東町と小岩田西二丁目の町界でございます。青の実線が変更後の町界となります。6ページをお願いいたします。当該地の修正図と航空写真の重ね図でございます。中央の黄色で色塗りした場所でございますが、こちら277番の土地でございます。2筆に分かれているように見えますが実際は1筆でございます。向かって右側の部分が常磐線の鉄道敷となっております。実際には昭和51年に地主が当時の国鉄に売却したものでございます。しかしながら当時国鉄では土地の分筆及び所有権移転登記を行いませんでした。7ページをお願いいたします。こちらは常磐線東側の小岩田西二丁目の公図でございます。左側に277番がございますが、こちらと点線でお示ししているのは、総務課で入れた線でございますが、今申し上げました鉄道敷と山林分の現況上の境界でございます。昭和56年から昭和57年にかけて常磐線の西側の永国I地区におきまして国土調査が行われました。4年後の昭和60年に法務局への成果品の送付時に、市がこの小岩田277番の土地を本来であれば山林と売却済の鉄道敷に分筆して法務局に送ればよかったのですが、実際は分筆をせずに、この山林部分のみを法務局に送付してしまいました。法務局としましては地積が合致しないということで処理

不能として地区外としたものでございます。ところが、次の8ページをご覧くださいなのですが、こちらは常磐線西側の永国東町の14条地図、国土調査が行われた地図、地籍図と呼ばれているものでございまして、中央に小岩田277番がございまして、こちらは法務局で国土調査の結果、地区外としたはずの277番が手違いにより、その山林部分のみが14条地図に登載されてしまいました。この結果、277番という土地が、先程の公図では小岩田西二丁目277番。こちらの14条地図では永国東町277番と2つ存在してしまっている状態になってしまいました。ちなみに今年度に入りまして永国東町277番は地図訂正により削除となっております。次の9ページをお願いいたします。土地の登記簿謄本でございまして、さきほどの8ページでお示ししました14条地図への誤った小岩田277番の記載の影響。さらに、その後の平成15年に永国東町の住居表示を実施した際に市から法務局への通知を行ったリストの中にこの土地を含めてしまっていたことから本来、住居表示実施の区域外であったはずの小岩田277番の登記簿の所在が永国東町としてしまったものでございます。つまり永国東町の277番については誤りがなければ本来は小岩田西二丁目277番であったということでございます。以上の理由をもちまして、今回、議会の議決をいただきまして、永国東町の土地の区域を本来の小岩田西二丁目に変更するとともに、さきほど位置図でもお示ししましたように永国東町と小岩田の町界についても常磐線軌道敷西側から277番の西側筆界へ変更させていただくというものでございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について説明願います。

○**今野人事課長** 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正案についてご説明いたします。1番の改正理由でございますが、本案につきましては、本年8月に人事院勧告が発出されましたので、その後の県の人事委員会勧告、国家公務員の給与法等の改正、更には本市職員組合との交渉も踏まえ、本市職員の給与等について、所要の改定を行うものでございます。人事院が全国約1万2,500の民間事業所を調査した結果、民間の方が公務員より給与が高いという官民格差が生じていることから、月例給につきまして、平均で0.1%程度、ボーナスについては0.05月分を引き上げることとされたものでございます。また、住居手当につきましては、民間における支給状況等を踏まえた改定を行うものでございます。それでは、具体的な改正内容につきまして、2番の改正内容でご説明いたします。まず、(1)の土浦市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。こちらは職員の給与等の改定でございます。①のアのボーナスにつきましては、官民格差を踏まえ、昨年度に引き続き、勤勉手当を0.05月分引き上げるものですが、今年度に限りまして、12月期に差額分を遡及して、6月分も上乘せするものでございます。次に、イのところをご覧ください。給料表の改定でございますが、行政職及び消防職ともに、官民格差を踏まえ、国家公務員に準拠して平均0.1%を4月に遡って引き上げるものでございます。次に、②でございますが、令和2年度につつま

しては、表にありますとおり、6月期及び12月期に支給する期末勤勉手当の支給割合が、均等になるように配分するものでございます。表の計の欄をご覧くださいと、令和2年度の6月期と12月期の支給割合が、どちらも2.25というように均等に配分するものでございます。次に、イの住居手当につきましては、民間の住居手当の支給状況等を踏まえ、住居手当の月の上限額を2万7,000円から1,000円引き上げまして2万8,000円にするものでございます。また、11ページ、ウでございますが、これは、人事院勧告により、民間の支給状況を踏まえ、家賃の高いほうの職員の住居手当を引き上げ、安いほうの職員については減額するものでございます。住居手当の対象となる家賃の月額が5万9,000円未満の職員については、最大で月額2,000円の減の範囲内で住居手当を減額する一方で、家賃の月額が5万9,200円以上の職員については、最大で月額1,000円の範囲内で、手当の引上げを行うものでございます。次に、(2)及び(3)でございますが、市議会議員、それから、市長等の常勤特別職につきましては、勤勉手当は支給されませんが、期末手当については、国に準じて、それぞれの関係条例を改正し、0.05月分引き上げるものでございます。①のとおり、今年度に限りましては、12月期に差額分を遡及して上乘せし、②のとおり、来年度は、6月期と12月期が均等になるよう配分するものでございます。さらに、(4)につきましては、弁護士などの専門的な知識や経験を持つ人材にあたります特定任期付職員の給与につきまして、国家公務員に準拠し、給料表及び期末手当の引上げの改定を行うものでございます。なお、現在は、本市におきましては特定任期付職員の任用はございません。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明願います。

○**今野人事課長** 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。1番の制定理由でございますが、本案につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。本制度は、非常勤職員について、適正な任用方法や勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴うものでございます。この改正において、非常勤特別職及び臨時的任用職員の任用条件が厳格化されるとともに、非常勤一般職について新たに会計年度任用職員制度が創設されたことから、本市においても、非常勤職員等についての制度整備を行うもので、関係条例を一括して改正するものでございます。それでは、創設されます会計年度任用職員制度について、2番の実施内容でご説明させていただきます。まず、この度の法改正によりまして、表の項目の1番、非常勤の特別職は助言、診断等を行う職種とされ、具体的には産業医などの職種に限定されました。また、臨時的任用職員につきましては、常勤職員に欠員が生じた場合で常勤職員が行うべき業務に従事する場合に限定されました。これに

よりまして、下の図をご覧いただきたいと思いますが、これまでの非常勤職員、臨時的任用職員、そして特別職のうち非常勤の事務嘱託として一般職と同様な事務に従事してきた職員につきましては、全て会計年度任用職員へ移行することとなります。次に、会計年度任用職員制度の整備内容でございますが、大きなところとして4つ挙げてございます。項目の2番のところでございますが、まず、一つ目として、パートタイム会計年度任用職員についてのみの制度設計とする。これは、本市では、非常勤職員にフルタイムで任用している者がいないこと、また、非常勤職員はあくまでも正職員の補助的役割を担う位置付けであることから、今後もフルタイムの任用を予定しておりませんので、パートタイムについてのみの制度設計としております。次に二つ目として、報酬に地域手当相当額を含めます。これは、今回の法改正に関連いたしまして常勤職員に地域手当が支給されている場合、地域手当相当分を報酬単価に加味して支給すべきとされたことから、報酬に地域手当を含めて支給できるようにするものでございます。それから、三つ目として、対象となる職員への期末手当を支給でございます。こちらもこの度の法改正において、期末手当を支給できるとされたことから、対象となる会計年度任用職員に期末手当を支給できるようにするものでございます。次に四つ目、労働基準法等で定める休暇。産前・産後、育児休暇などを付与いたします。こちらは会計年度任用職員については労働基準法が適用されることから、労働基準法に規定する産前・産後休暇等の取得について制度化するものでございます。それから、13ページをご覧いただきたいと思いますが、これらの制度整備に伴いまして、関係条例の一部改正が必要になり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例により、関係いたします10の条例の一部改正を行うものでございます。以下、一部改正の内容につきまして説明をさせていただきます。まず、項目の1番、土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、会計年度任用職員に移行する特別職の整理等を行うものでございます。次に、項目の2番、土浦市職員の給与に関する条例でございますが、会計年度任用職員の給与の規定を追加するため、臨時的任用職員の給与についての規定を繰り下げるものでございます。それから、次の土浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例は、地方公務員法の一部改正に伴い非常勤職員を会計年度職員に移行するに伴いまして条例名を土浦市会計年度任用職員の報酬期末手当及び費用弁償に関する条例に改め、また、会計年度任用職員の報酬期末手当及び費用弁償に係る規定の追加等を行うものでございます。続きまして、土浦市職員の育児休業等に関する条例は、会計年度任用職員の育児休業及び部分休業に係る規定の追加等の一部改正を行うものでございます。それから、土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、非常勤職員を会計年度任用職員に文言の整理を行うものでございます。また、土浦市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び土浦市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例におきましては、会計年度任用職員は懲戒処分等の対象となったことを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。その他、文言等の整理による一部改正も含め、これらを一括改正するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**吉田（博）委員** あとで本会議の委員会の時に出してほしいんだけど、現時点での土浦市の職員で正職員が何人、臨職が何人という数字と、それと今度会計年度任用の職員になると、移行するのは何人くらいが会計年度の職員になるのかというのと。それと結局金額だよな。報酬額。今までが月額だけでも、今度は期末手当も付くということになると。Aという臨職の人が年額このくらいもらったと。月このくらいだよと。ところがこの制度が適用されたとなると、期末手当がこのくらい入って年収的にこのくらいになるという表も作っておいてくれる。それを見て説明をいただくとより良くわかるからさ。

○**今野人事課長** はい。

○**久松委員** 率直に言って、よくわからない。それで12ページの。吉田（博）委員の言ったやつ。今の資料があると確かにわかりやすいかなと。12ページの絵の中で非常勤職員と臨時職員はすべて会計年度任用職員になりますよという理解でよろしいんですか。

○**今野人事課長** その通りでございます。

○**久松委員** それから非常勤の事務嘱託職員。これどういう職員をいうのですか。

○**今野人事課長** 現在、特別職。それから一般の非常勤職員、臨時職員の境界が非常にあいまいでして、特別職の中にも一般事務的な仕事をしているものが、今までは居たということで。例えば、本市で言いますと、幼稚園の園長とか、施設長などなんです。あとは、防犯ステーションの職員とか。それから公民館の指導員であるとか。こういったものが、この特別職に含まれて、これらみんな会計年度任用職員に移ると。さきほどもちょっと説明申し上げました特別職には、助言とか指導を行うもの。例えば、産業医だとか、校医であるとか。そういったものしか残れないということになります。

○**久松委員** わかりました。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、令和元年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）について説明願います。

○**今野人事課長** 資料の14ページをお願いします。令和元年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）について説明をさせていただきます。1番の補正理由でございますが、本案につきましては、人件費について、本年4月の人事異動によります人員の増減によりまして、過不足の補正やあるいは当初予算に対します退職者や育児休暇による人員の減に伴います予算の補正。土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正により給与表、給料表及び勤務手当支給率等の改定を実施することに伴う予算の補正をお願いをするものでございます。2番の補正予算額につきまして、訂正をお願いしたいと思います。その下のタイトル令和元年第7回とありますが、令和元年度でお願いいたします。申し訳ございません。15ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらも表のタイトル、令和元年第7回となっておりますが、令和元年度でお願いいたします。申し訳ご

ございません。15ページの令和元年度第7回補正予算に係る職員人件費補正予算（案）の概要をご覧いただきたいと思います。会計ごとの補正予算の状況でございます。ご案内のとおり人件費は給料、職員手当及び共済費の合計で構成されております。表をご覧いただきたいと思います。項目の左側から、会計、補正前の予算額、補正予算額、それから計とありますが、この計は補正予算後の予算額となります。単位はいずれも1,000円単位となっております。この項目の会計ですが、一般会計と5つの特別会計について、表記をしております。それから改正前の予算額の枠の一番右側の計と言う項目の一番下の網掛けになっている数字。こちらが79億4,982万円が補正前の予算額の総額になります。この当初の予算に対しまして補正予算額は総額で計の欄の一番下網掛けの部分をご覧いただきたいと思いますが、3,046万1,000円の減額になります。補正の要因は次の要因によるものでございます。まず一つ目は、育児休業者が33名いたことや予算編成後の予定外の普通退職者が5名いたことによる支給対象者の減少によるものでございます。それからもう一つが共済に支出している共済負担金の標準報酬額が想定したものより低かったというものによるものでございます。このことによりまして、人事院勧告に伴う月例級等の増額補正よりも退職や育児休業に伴う給料の支給対象者の減による給料の減額や共済費の減額補正の額が上回るため、マイナス補正となるものでございます。補正後の予算につきましては、一番右側の計の一番下網掛けのところになりますが、総額で79億1,035万9,000円となります。説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** この件について何かあるか。

○**吉田（博）委員** 人事課忙しいな。大変だな。補正の方の共済費で標準報酬の等級が想定より低かったということはどういうことなの。

○**今野人事課長** 等級では無くて、報酬の額が想定したよりも低かったと。

○**吉田（博）委員** 等級と書いてあるだろう。共済費の。一番下。

○**今野人事課長** すいません。あとで回答させていただきます。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** 今の件はあとでまた、回答願います。この程度とする。

次に、財産の取得の変更について説明願います。

○**渡辺管財課長** 16ページからになります。本案件、教育委員会学務課からの案件でございまして、昨年度平成30年の9月定例会におきまして、財産の取得としまして、契約の議決をいただいたものでございます。初めに、資料17ページの6番変更の内容のところをご覧ください。今回の変更につきましては、10月1日に消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴うものでして、購入する厨房機器の内、接続工事、配管工事を行わない。いわゆる容易に移動が可能な物品なものに、新税率が適用となることから契約金額を増額変更するものでございます。詳しくは次の7番の概要に記載がございまして、購入する厨房機器、全814台のうち、501台の厨房機器が新税率10%の適用となるものでございます。16ページの方へ一度戻っていただきまして、そ

のような理由から契約金額につきまして、消費税率引き上げ対象分212万3,405円の増額となり変更後は税込み5億4,849万5,405円に今回変更するものでございます。その他の契約名称、納入期限、契約の相手方には変更の方はありません。18ページから22ページの方は厨房機器一覧表をお付けしてございます。この中でそれぞれ表の一番右側の欄に新税率の対象となるものについて印の方はお付けしてございます。合計といたしましては、22ページまで行っていただきますと、22ページの表の一番右の下の部分に記載がございまして、全814台のうち501台が新税率の対象となるものでございます。また続く23ページには新税率が今回適用となる主な厨房機器の写真の方を掲載しております。そして最後に24ページをめくっていただきますと、作業動線となっております、こちらの方は昨年度と同様の図面を今回もお付けしてございます。こちらの方もご覧いただければと存じます。本案件の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○島岡委員長 この件について何かあるか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、報告事項について土浦市業務継続計画の策定について説明願います。

○真家総務課長 去る10月に策定しました土浦市業務継続計画についてご説明いたします。委員会資料の25ページをお願いします。まず1番計画策定の趣旨でございまして、大規模災害が発生した場合、膨大な災害対応業務が発生する一方で優先的に継続すべき通常業務への対応も求められます。利用できる資源が限られている状況下で行政機能や行政活動を維持継続するために業務の範囲と優先順位を特定するとともに業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定めた計画でございまして2番といたしまして計画の概要でございまして、別添の計画書をご覧いただきたいと存じます。表紙をおめくりください。1ページから3ページまでが基本的事項でございまして非常時優先業務の内容や災害が発生した際の市の業務量の推移について、図化するとともに既存の地域防災計画との相違点について表にて比較しております。4ページから5ページが被害想定でございまして地震時と水害時のそれぞれの想定をしております。6ページからが業務継続計画の特に重要な6要素でございまして1として「首長不在時の代行順位及び職員の参集体制」から7ページが「庁舎が使用できない場合の代替施設の特 定」、8ページから10ページが「電気・水・食料等の確保」となっております。11ページから12ページが「災害時の通信手段の確保」、「重要データのバックアップ」で13ページからがこの計画の一番の核になるもので非常時優先業務の優先度を整理したものであります。まず13ページの表16が応急業務の一覧でございまして、災害時に災害対策本部の元、役割が班単位で設置されるものでありまして120種類に亘る応急業務の優先度をSからDで優先度を示したものであります。17ページでございまして、表18において災害時において優先すべき通常業務について特に優先度の高い147種類についてSからBに分類したものであります。最後に21ページが「業務継続計画の継続的改善」でありまして、計画の策定後もPDCAサイクルにより定期的な見直

しを図るとともに計画の実効性を高めてまいりたいと考えております。委員会資料の25ページにお戻りください。3番の策定の経過と今後の予定については、記載のとおりでございます。来年度以降については計画の継続的な改善と職員の初動マニュアルの作成、災害時のマンパワーの不足を補うボランティア等の受援計画の策定を予定しております。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かあるか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、旧斗利出小学校の指定避難所からの除外について説明願います。

○**真家総務課長** 旧斗利出小学校の指定避難所からの除外についてご説明いたします。26ページをお願いします。1番の現状でございますが、旧斗利出小学校は災害時の継続的な避難生活が可能で指定避難所となっておりますが、浸水想定区域にあること、さらに主な避難所となる体育館の耐震性が十分でない状況にあります。その対応といたしまして2番でございますが、今回、旧斗利出小学校を指定避難所から除外するとともに地域住民に対しまして代替の避難所としまして旧藤沢小学校、新治学園を含め災害時の避難方法等を周知してまいりたいと考えております。3番については、これまでの住民説明等の経緯でございます。6月に新治ブロック長、7月に新治地区長会への説明を行いました。了解を得まして10月の土浦市防災会議で議決を経まして地域防災計画を改定しております。12月には新治地区の住民に対しまして案内チラシの各戸配布を行なうとともに12月いっぱいを持ちまして正式に指定避難所から除外したいと考えております。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かあるか。

○**久松委員** 浸水区域内にあるとか、耐震性に問題があるとか。これは初めからわかっていたんじゃないの。

○**真家総務課長** おっしゃるとおりでございます。ハザードマップ、今年度のハザードマップを各戸に配布してございますが、そこでも改めまして、最近想定外の雨量を観測しております。元々委員さんがおっしゃるとおり避難所といたしましては、洪水に関してはふさわしくなかったというのもございますし、耐震性につきましても校舎側は耐震性があるんですけれども、体育館が十分ではないということで。改めまして今回除外をした方がよいのではないのかなと思っております。

○**久松委員** 旧藤沢小学校、新治学園が代替施設。まだ、浸水区域内にあるところはあるんじゃないの。例えばどこ。

○**真家総務課長** 例えば旧市内で言えば、土浦小学校、宍塚小学校。あと二小は微妙な位置にはあるのですが、一応浸水想定区域外にはなっているんですけれども。あと土浦一中ですね。そんなところですね。

○**吉田(博)委員** 昔洪水で土小なんかやられたんだもんね。

○**久松委員** やられた。

○**吉田(博)委員** 死者も出たんだよね。

○久松委員 昭和13年，16年ころね。私たちはまだ生まれていないけれどね。この辺の周知とか対策はどうするの。これ。

○望月総務部長 こちらの洪水ハザードマップ。昨年の3月に改定いたしましたして，各戸配布でございますが，まだまだ手にしたことの無い市民もいるということで，これを手にとってもらえるように周知を続けたいと思っておりますが，特に市街地ですね。土小とか一中とか。そういうところは浸水の想定がありますので，水害の際の避難所としては，機能しませんよということで，出来るだけ区域外の高台の方ですね，都和南小学校とか真鍋小学校。あるいは，南側では下高津小学校とか，第四中学校と。そちらに若干遠いですが早めに避難していただくということを徹底していくしかないという風に思っております。もちろん避難が遅れてしましまして，逃げなければという時には垂直避難ということで，高い建物の上の方に行ってくださいという方法もございますけれども，あくまでも区域外にいち早く出ていただくということで，これは言い続けていくしかないかなという風に思っております。

○海老原委員 今の説明の中で，例えば今回の19号の中で一高も避難所になっているんだよね。条件があるんだけども，条件を知らない人は一高に行っちゃう。一高は門が閉まっている。もう少し丁寧な説明をしてあげてください。実際そうなんだよね。条件があるのはわかっているんだけど。一般市民は一覧表を見て一高も避難所になっているので，一高行ったら門が閉まっていたと。条件のことをもう少し丁寧に説明してあげてください。

○望月総務部長 今回19号台風ではかなり避難情報を出す形となりまして，避難所の開設も段階的な形で行った関係でこちらのハザードマップに示している避難所を全部を一斉に開けたという状況になかったものですから，今委員の方からお話があったとおり，一高の方に行ってしまった方がいるということで。ここの避難所が開きますよということは，いろんな情報伝達手段でやっているつもりなんですけど，まだまだ徹底されていなくて課題があったなという風に反省しておりますので，十分，今後市民の方にお知らせする時にきちんと，一斉に全部開くのではないという方をお話していきたいと思えます。

○今野副委員長 今回の19号の時に，私は小松に住んでいるんですけども，第二小駄目だったんですよ。避難所ではなかったんですよ。それで高い所に移動するというので，ご年配の方たちがかなり大変な思いをしたとか，たどり着けなかったとか。それは垂直避難しかないとかということしかないのでしょうか。そういう足の悪い方という人とか，高齢者に対する違う対応策を考えていただければということと。今回結構いっぱいになっちゃったんですよ。避難所が。小松に限って言えば二小が出来なかったので溢れてしまったと。今後避難所をもう少し範囲を広げて開設する予定とかはあるのでしょうか。

○望月総務部長 避難所の開設については，やはり被害の想定というか。今回は大きな台風で直撃だったかと思っておりますけれど，そういう状況にも応じるような形で判断していくことになるかと思えます。今回保健センターとか一部真鍋小学校とか，いっぱいにな

っちゃったところも確かにありますので、そこは本部の方と避難所に詰めている職員との方との連絡体制も密にしながら、もういっばいだよという時には、隣の避難所を案内するとか、早めに周辺を開けて行くとかそういう体制は必要だと思いますので、今回はそこら辺は課題だなと思いますので、また来年以降も台風は来るかだと思いますので、そこは対応していきたいと思っております。

○**今野副委員長** 個別案件になってしまうんですけども、今回陳情を受けた一つで鷹匠に住んでいる方なんですけれども、土小とか指定から外れてしまったということで、真鍋小まで行かないといけなかった。それが非常に遠いと。亀城プラザとかそういうところは避難所として開設はしていただけないのでしょうかというお話をいただいたのですけれど。この辺がちょっと個別案件になってしまいますけれど。

○**真家総務課長** 亀城プラザは代替施設にはなっているのですが、やはり浸水想定区域にあるものですから、やはり今回のような水害対応ということでは、避難所としては開設はちょっと難しい。

○**今野副委員長** 垂直避難でもだめ。

○**真家総務課長** 氾濫してしまいますと、孤立状態になってしまうとなると。いざという時は仕方がないですけど。時間がある場合はできるだけ浸水想定区域外の高台に逃げてください。

○**今野副委員長** わかりました。

○**吉田(博)委員** 震災の時には、みんな一中に集まって、一中が入りきらなくて別れたんだよな。雨降ると一中はアウトだろ。この辺が市民わかんねえんだよな。そういうのがみんな認識ないんだよな。正直。役所はそういう場を作っても。もうちょっとそういうところはっきりわかるようにしてあげないと。地震の時自分はどこに避難する。水害の時に自分はどこに避難するということを認識してもらはないとだめだよな。難しいところだよな。

○**真家総務課長** 今吉田(博)委員からご指摘いただいたことは確かにそうだと思います。そういうこともありますので、当然ハザードマップでは指定避難所一覧の中に洪水対応なのか、地震対応なのか、土砂対応とかは載せてございますが、いざという時は、周知の段階で、例えば今回のように水害対応でない場合は、例えば改めて、土小であるとか一中であるとかは、今回の対象外ですとか。そういった部分も付け加えて周知できればきっとそういう部分は無くなってくるのかなあとと思います。

○**今野副委員長** 防災マップって。二小だったら二小はここですよって表として、これは水害ですよ。震災ですよって。それがわかりづらいんですよ。確か。例えば色付けしていて、水害は赤、震災は青とか。見た目でもやってもらった方がわかりやすいかなあとと思います。

○**望月総務部長** マップの中では赤い所が浸水区域。河川の流域なものですから。ここにある建物はすべて水害の時にはだめだということなんです。おっしゃっていることはよくわかりますので、工夫したいなと思います。

○**吉田(千)委員** ハザードマップ。マイタイムラインということで。全戸配布してい

るところことですが、なかなか見てもらえない現状があると思うのですが、それで、出来れば一中ですとか、浸水が被るということですので、細かくテーブルにしてもらってやはり説明する機会というか、一緒に学ぶ機会を設けないと。なかなかこれ難しいのかなと思いますので、地区ごとに何かそういった形で防災をやる時にぜひ防災マップ。それからマイタイムライン。しっかりその辺を打ち出していただけるとありがたいかなと思うんですがいかがでしょうか。

○望月総務部長 吉田（千）委員おっしゃるとおりだと思っております。せっかくこれを作っても手にしてきちんと理解していただかないと何もなりませんので、そういう意味で地区ごとにそういう防災組織もあったり、また学校の中でも防災の教育とかもごさいますので、そういった機会にですね、ぜひともこういったものを説明していく我々の方もぜひ積極的に働きかけをしていくということが大事だと思っておりますので、そのように務めてまいりたいと思っております。

○篠塚委員 3. 11の時に津波である学校が、損害賠償が最高裁で決定したということなので、どうしても責任というのは、災害時における責任というのが明確になってきたので、こういうものを作っておかないとたぶん、その時の責任を誰が取るんだということになってくると思うので、その辺も良く検討されて作っていると思うんですが、それも踏まえたことを合わせて、水害時にエリアの中に入っていて被害があった場合には、責任はどこにあるんだということになるでしょうし、水害の時に赤いエリアにはぜひ入らないとか。そういう部分も徹底しなくてはいけないので、責任の問題等わかりやすくするのは難しいとは思いますが、そこも含めてよろしくご検討ください。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

次に、専決処分の承認について（令和元年度土浦市一般会計第5回補正予算）の説明願います。

○真家総務課長 第5回補正予算の専決処分の承認についてご説明いたします。委員会資料の27ページをお願いします。まず1番の専決処分の理由及び2番の修繕物の概要についてでございますが、10月に上陸しました台風15号の強風によりまして木田余のワークヒルの敷地内に設置しております非核平和都市の三角柱1基が倒壊しましたことから早急に設置しなおしたものでございます。3番としまして補正予算額は歳出として修繕料が4万2,000円となっております。説明は以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かあるか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

次に、専決処分の承認について（令和元年度土浦市一般会計第6回補正予算）の説明願います。

○真家総務課長 第6回補正予算の専決処分の承認についてご説明いたします。委員会資料の28ページをお願いします。まず1番の専決処分の理由といたしましては、先般

の台風19号において開設しました避難所において避難者へ提供した非常食等を早急に補充整備する必要性が生じたためでございます。2番の対象となる災害対応の概要でございます。(1) 避難所としましては26施設開設しまして避難者は最大で1,813人でございます。また,(2)につきましては,台風19号によりまして甚大な被害を受けました水戸市に対しまして提供いたしました救援物資でございます。3番非常食等の補充整備内容でございます。(1) 非常食等の購入でありまして避難所で使用した飲料水,食料の他,水戸市へ提供した救援物資の補充分でございます。(2)のクリーニングについては避難所で使用した毛布1,350枚分のクリーニング代でございます。4番の補正予算額については,歳出をまずご覧いただきたいのですが,消耗品費として196万3,000円,役務費が74万3,000円で計270万6,000円でございます。歳入は,災害復旧交付金として117万5,000円でございます。説明は以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かあるか。

○海老原委員 当日はそっちこっち毛布とか飲料水とかビスケット。市民も喜んでるんだけど,これ普段はどこに保管してあるの。

○真家総務課長 それぞれの避難所にごさいます防災倉庫の中に備蓄してございます。

○海老原委員 例えば,二中地区公民館とか。そっちこっち追加で持ってきてもらったんだよね。真鍋小も含めて。そういうのは備蓄はどうしているの。

○真家総務課長 あくまでも備蓄につきましては,指定避難所となっている小中学校の防災倉庫にあるものですから,そちらの方から公民館の方に持って行ったというような状況でございます。ですので,本来であればどこかに集中管理しておいて,そこから持って行ければよかったですけれども,今回は各小中学校の余裕があるところから移動して持って行ったということです。今回のことを踏まえまして,集中管理をした方がいいのかなと考えてはございます。

○久松委員 26施設の中で指定避難所以外というと,何施設ございます。

○真家総務課長 11施設が指定避難所以外です。

○久松委員 指定避難所以外の施設を開設したというのは,正解だったと思うんだけど,今後の問題としてね,備蓄をどうするかという問題も検討していかないと。指定避難所の防災倉庫から運べばいいやという風なことでもいいのかどうかという問題も検証して見る必要があるんじゃないかと思うんですよね。どうでしょう。

○真家総務課長 今久松委員さんからお話があったようにですね,確かに各指定避難所から備蓄品を移動してくるといのは,非常に今回も手間がかかったというか,迅速に運び込めなかったという部分もございまして,今考えてございまして,この庁舎の地下にスペースがございまして,そちらの方に集中管理して置いておくか。今回書庫を穴塚小学校の方に書庫を移転しますので,国分書庫の方が余裕ができますので。いろんな各課でそこを倉庫で使う関係がございまして,今の段階ではっきり申し上げられませんが,空いたスペースを活用して,食料とか飲料水等を集中管理出来ればと考えております。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。
その他総務部から何かありますか。

○今野人事課長 さきほどご質問いただきました、15ページの表に関係する部分で職員人件費補正のところで共済費の標準報酬の等級とあるが等級とはなんだろうという質問をいただきました。これについてお答えさせていただきたいと思います。まず、共済の方に年金等の掛け金を収める訳ですが、その基づくものとして標準報酬額というものがございます。この標準報酬額というのは給与の月額によって等級が決められております。その等級によりまして、共済の方に収める金額が変わってくるということで、給与の月額に比例した標準報酬額というものがあって、その等級があると。その等級によって共済の方に掛け金を収めるということになります。等級につきましては以上でございます。よろしくをお願いします。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 委員から何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 総務部の皆さんは退席して結構です。
（総務部退席）
（市民生活部入室）

○島岡委員長 これより市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づき、土浦市自転車駐車場条例の一部改正（案）について説明願います。

○坂本生活安全課長 土浦市自転車駐車場条例の一部改正（案）についてでございます。こちらは、神立駅西口地区土地区画整理事業に伴い、現在建て替え工事中の神立駅西口自転車駐車場を、令和2年2月1日より供用開始するにあたり、定期駐車料金の一部を変更する必要があるため改正をするものです。新設の自転車駐車場の自転車ラックが平面式から上下二段式に変更となるため、自転車定期駐車料金に上段の料金一般料金の2,140円と学生料金の1,600円を追加するものです。これらの料金は、市内の他の市営自転車駐車場と統一された料金となっております。条例の施行は、令和2年2月1日からとなっております。説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○島岡委員長 この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

次に、土浦市印鑑条例の一部改正（案）について説明願います。

○佐野市民課長 土浦市印鑑条例の一部改正（案）につきまして、ご説明をさせていただきます。土浦市印鑑条例につきましては、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めているものですが、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るた

めの関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、国が示している印鑑登録証明事務取扱要領が改正され、「法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人本人による申請があるとき。」との条件付きではありますが、成年被後見人が印鑑登録をできるようになったため、土浦市印鑑条例の一部を改正するものです。改正の内容ですが、土浦市印鑑条例の登録資格のうち、印鑑の登録を受けることができない方を定めております第2条第2項第2号について「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めるものでございます。なお、前号に掲げる者とは、「15歳未満の者」のことです。施行日につきましては、公布の日からとするものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 条件付きということは弁護士とかが付いているということ。同行するということ。

○佐野市民課長 後見人の方が同行しているということが条件になってございます。

○海老原委員 被後見人が書けない。字を書けない場合は。

○佐野市民課長 本人の意思により記入をさせていただくということになりますので、そのような方は印鑑登録はできないような形になります。本人の意思ということで。

○海老原委員 内容はわかっているけれど書けないという場合。

○佐野市民課長 本人の意思が確認できる方の。

○海老原委員 言葉はわかっても書けないという。そういう場合は。

○佐野市民課長 本人が書けない場合は、本人の申請が無いということになってしまいますので、はい。

○海老原委員 口頭ではだめだということ。

○佐野市民課長 はい。

○海老原委員 はい。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

次に、令和元年度土浦市一般会計補正（第7回）予算（案）について説明願います。

○佐野市民課長 令和元年度土浦市一般会計補正（第7回）予算（案）につきまして、ご説明させていただきます。委員会資料の4ページをお願いいたします。事業名は「マイナンバーカード交付円滑化事業」でございます。マイナンバー制度につきましては、国において、「マイナンバーカードの普及及びマイナンバーカードの利活用の促進に関する方針」が決定されたことに伴い、マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康保険証をはじめとする、マイナンバーカードの利活用拡大により、マイナンバーカード交付が大幅に増加すると予想されております。このことに対応するため、国は体制の整備等に伴う対象経費の拡大や必要な財政支援を行うことになりました。つきましては、マイナンバーカードの申請受付及び交付を円滑に進めるため、交付等に必要となる窓口数やマイナンバー制度で定められている職員配置及び必要となる統合末端台数等の整備を図

るため、その費用について、増額補正をお願いするものでございます。初めに歳入につきまして、ご説明をさせていただきます。16款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金でございます。「個人番号カード交付事務費補助金」につきましては、マイナンバーカード交付事務に係る人件費等を補助の対象としておりますが、先ほどもご説明申し上げましたように、このたび、国から追加で補助金が交付される見込みとなりましたことから、507万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、歳出でございます。次のページ5ページをお願いいたします。歳出につきましては、人件費、パソコンやプリンターのリース経費、通信費等、合計で563万8,000円となっております。なお、補助率は10分の10となっておりますが、申請者用のいすやホワイトボード等の事務スペースの追加備品等の購入につきましては、国の補助対象外となりますことから、歳出の563万8,000円から歳入の507万5,000円を引いた、56万3,000円につきましては、一般財源からの歳出をお願いするものでございます。説明につきましては以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**柴原委員** マイナンバーも前には写真を載せなくても良かったんだよな。最初はよ。今は写真を載せるのか。

○**佐野市民課長** マイナンバーカードも今は写真を。身分証明にも使えるようになっております。

○**柴原委員** 前は無かったんだよな。最初は。

○**佐野市民課長** 住基カードも顔写真がありましたので、多分市民カードのことかなと思うのですが。市民カードにつきましては顔写真がございませんでした。

○**篠塚委員** 普及率は土浦市は何パーセントですか。

○**佐野市民課長** 10月31日現在になります。申請受付数が2万6,885人で、人口に占める割合といたしましては18.8%。交付件数につきましては2万3,294人で16.3%となっております。県内44市町村中、いずれも6番目となっております。

○**篠塚委員** 合計した数字が発行した数字ですか。これ。

○**佐野市民課長** 発行した件数が交付件数ということで2万3,294ということで16.3%となっております。

○**篠塚委員** 申請が18.8。申請したけれど交付出来なかったということですかね。

○**佐野市民課長** マイナンバーカードの方は交付申請の受付につきましては、市民課の方で受付、またはウェブ申請等の申請もございまして、ジェイリス。国の機関なんですけれども、そちらが約1ヵ月掛かりまして、マイナンバーカードというものを作りまして、それがまた送られてきて、それを市が交付するという形になっておりますので、申請と交付というのはイコールではなくて。まだ発行されていない方がこの差の人数ということになっております。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、令和元年度土浦市一般会計補正（第7回）予算（案）について（一般廃棄物有料化事業）を説明願います。

○**五来環境衛生課長** 令和元年度一般会計補正、第7回予算案について、一般廃棄物有料化事業についてご説明させていただきます。委員会資料の6ページをお開きください。1番、「補正理由」でございますが、指定ごみ袋の販売枚数が当初見込みよりも増加いたしましたことから、袋の販売代金、こちらは市から販売店に販売する金額でございますが、家庭ごみ処理手数料について歳入の増額補正をいたします。併せまして、歳入の家庭ごみ処理手数料の9%に消費税を加えて各販売店に支払っております販売手数料が不足する見込みでございますので歳出の増額補正をいたします。2番、「補正予算額」です。まず、歳入につきましては、家庭ごみ処理手数料を当初予算額1億6,612万5,000円に対しまして、1億1,227万円増額いたします。歳出につきましては、指定ごみ袋販売手数料を当初予算額1,629万7,000円に対しまして、1,101万4,000円増額いたします。3番、「補正予算の内容」でございます。表をご覧ください。「当初の年間販売見込み」に対しまして、4月から9月の半年の販売実績を見ますと、特に可燃の45リットルと30リットルが多く、半年でほぼ年間見込み枚数に達しています。当初の年間販売見込みの算出につきましては、ごみ排出量の予測を重量で出しまして、環境省が示している可燃ごみの比重を用いて、容量に換算いたしました。ごみ排出量、重量につきましては、前年と比較し燃やせるごみが18%減、燃やせないごみが29%減と、ほぼ予測通りで推移しておりますが、袋の販売店への販売枚数は予想より多くなっているものです。現時点では、その理由や今後もこの枚数で推移するのか一時的なものなのか、予測がつかない状況です。考えられる要因としては4つほどございます。①本市独自の分別や社会状況の変化により、環境省の示した標準的なごみの比重と本市のごみの比重が異なる。②この期間に販売店及び各家庭でごみ袋の在庫を持った、ストックをした。③季節的な要因、4月から9月は草葉の排出が多かった。④割高な45リットルの袋を使っている、袋に余裕のある状態で捨てている。これらが複合的に起きているものと思われませんが、1年間の袋の販売枚数や各ご家庭の負担額などにつきましては、少なくとも今年度末にならないと掌握できない状況です。今回の補正予算の要求に当たりましては、不確定ではございますが、下半期も上半期と同数のごみ袋の販売収入があるという前提で積算をいたしました。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**吉田（博）委員** ごみの出す量は減っているんだよな。減っているんだけど袋は増えているんだよな。これはどういう風に見たらいいの。

○**五来環境衛生課長** ごみの量。今まで重さで目標とかそういうものもすべてやっておりますが、ごみの量は想定通りの減量効果が表れておりますけれども、量というのは不確かな部分がございます。考えられる理由といたしましては、換算の式ですね。環境省が示している比重というのが今の社会環境の変化とか、ごみ質の変化の差異が出て

きている可能性はございます。それからごみ袋が多く売れた販売店の在庫も違うし、それが想定以上に多く。それから各家庭での在庫を持ちます。その辺の量はちょっと読み切れない部分がありますので。これはあくまでもご家庭が使った袋の枚数ではなくて、お店に売った枚数ですので、お店の在庫の枚数も含まれておりますし、家庭にどれだけ売れたかというのはちょっと把握が出来ておりません。年間の有料化による家庭の負担ですとか、使用枚数というのは、もう少し様子を見ないとその辺の状況というのは。あくまでも在庫であるとか、家庭のストックが発生する部分もありますので、予測が難しい部分がございます。

○吉田（博）委員 ストックな。

○久松委員 この袋の流通は、市が販売店に販売する訳でしょ。これは販売店から市の方に注文がある訳かな。注文があったものを市が配達するんですか。どういうルートですか。

○五来環境衛生課長 袋の流通につきましては、袋の流通それから在庫ストック。すいません。受注、販売、料金の収納までを外部委託、業者委託をしております。そちらの専門業者の方で、電話、インターネット、ファックスで注文を受けまして、週に1度配達をして、料金の徴収もしているものでございます。

○久松委員 委託料はどのくらいなの。

○五来環境衛生課長 委託料、年間1,500万。

○久松委員 1,500万。ばかにならないな。はい。わかりました。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

次に、令和元年度土浦市一般会計補正（第7回）予算（案）について（新治広域債務負担行為）は、新治広域事務組合からの脱退についてと関連することから、一括して説明願います。

○五来環境衛生課長 （5）と（6）は関連いたしますので、一括してご説明いたします。順番が前後してしまいまして申し訳ありませんが、最初に資料8ページをご覧ください。本委員会からは、柴原委員、海老原委員が組合議員を務めておられます新治地方広域事務組合からの脱退についてでございます。9月議会の事前委員会及び全員協議会におきまして、組合脱退についてのスケジュール等をご報告いたしましたが、今議会に脱退についての議案を提出させていただきましたので、内容についてご説明させていただきます。1番「脱退の理由」ですが、平成21年に3市で締結しました組合事務事業に関する協定が今年度末で満了します。また、それを見据えて実施しました清掃センター基幹的施設更新工事が昨年度で完了し、新治地区を含む全市の一般廃棄物の処理を清掃センターで行うことが可能となりましたことから、令和2年3月31日をもって脱退するものです。2番「組合の解散及び解体費用等の負担」でございます。本市が脱退した後、令和2年度のみ、組合は、かすみがうら市、石岡市の2市で運営し、小美玉市に建設中の霞台厚生施設組合の新ごみ処理施設に移行する令和3年3月31日で解散する

予定でございます。組合の設立団体であり、これまで構成市であった本市は、組合脱退にあたり、令和3年4月以降に実施いたします施設解体に係る債務の負担等、責任を負う事項について2市と協定を締結します。協定の主な内容についてご説明いたしますので資料10ページをお開き願います。3市で調整を行いました「土浦市の脱退に伴う新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書（案）」でございます。11ページをご覧ください。まず、財産処分でございます。第1、組合の財産は、土浦市の脱退にかかわらず、組合に帰属します。また、解散の際にはかすみがうら市が承継いたします。第2、かすみがうら市は、売却可能な財産については売却し、解体費用に充当します。車両や機械類、備品等でございます。第3、用地につきましては、かすみがうら市に帰属しますが、帰属後は速やかに売却し、収入を解体費用に充当します。なお、売却までの管理費用については3市で負担します。ただし、売却が困難な場合は改めて3市で協議を行います。公売等による売却を想定しておりますが、国定公園の特別区域に指定されており、利用に制限があること、ごみ焼却施設の跡地であること、さらには特定廃棄物の処分の目途が立っていないことなどから、売却は容易ではないと想定されます。中ほどになりますが、第6、新治広域は焼却灰等の最終処分を外部処理しておりますので、その排出者責任、第7は組合が保管している福島第一原発の事故の影響により発生した特定廃棄物について、第8は各ごみ処理施設が納付を義務付けられております汚染負荷量賦課金について、それぞれ脱退、解散後も応分の責任を負うことを明記しております。第9は解体に係る債務負担。令和3年4月1日以降に実施する施設解体に係る債務について、本市も負担をすること、負担割合については、組合条例で定める建設債の割合、施設建設時の割合とすることを記載しました。この協定を議案の議決日以降に締結いたします。8ページにお戻りください。3番「施設解体工事に係る債務の負担について」です。解体工事の対象は、老人福祉センター、環境クリーンセンター、そして敷地から離れた井戸から水を引いているため、その送水管です。解体工事の総額は、16億1,170万円。そのうち、土浦市の負担額は2億8,408万6,000円です。各市の負担割合につきましては、民生は老人福祉センター、衛生は環境クリーンセンター及びその他の施設で、それぞれの建設時の割合で算出しました。4番「議案について」でございます。「新治地方広域事務組合からの脱退について」の議案と、解体費用等の債務負担補正の議案を第4回定例会に提案いたしました。続きまして、7ページをお開き願います。一般会計補正予算第7回、解体費用等の債務負担補正の内容でございます。2番「補正予算額」は先ほど申しましたように、総額16億のうち、本市の負担分2億8,408万6,000円です。3番「内容」でございますが、解体工事には環境クリーンセンター、老人福祉センターのほか、原発事故の影響で発生した特定廃棄物を保管する簡易な施設の設置費等を含みます。また（2）ですが、解体工事は財産を承継するかすみがうら市が実施主体となり除却債を活用しますが、除却債の期限は令和3年度まででありますことから、可能な限り工事を3年度に実施します。そのため、実施設計等を令和2年度中に前倒しして行います。4番「年度別の債務負担行為額の内訳」でございます。令和2年度は実施設計、測量。令和3年度は3年度実施工事の除却債対象外の

経費。令和4年度に残りの工事を行いますが、最も費用のかかる焼却炉の処分が4年度にしか実施できないため、費用が大きくなっております。除却債の償還は償還期間10年、2年据え置きで予定しておりますので、4・5年度は利息分のみで、令和6年度から13年度までの償還額に対する負担金を支出するものです。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、報告事項について専決処分の承認について「令和元年度土浦市一般会計補正予算第5回」を説明願います。

○**飯泉市民活動課長** 専決処分の承認について、令和元年度土浦市一般会計補正予算第5回について説明をさせていただきます。事業名につきましては、庁舎等施設災害復旧事業(台風15号関係)でございます。1番の専決理由でございますが、台風15号の暴風雨によりまして、市民活動課において所管しております神立地区コミュニティセンター東側のフェンスが破損をいたしました。早急に対応する必要が生じたことから、その経費につきまして、増額補正の専決処分をさせていただいたものでございます。修繕の内容につきましては、屋外フェンスの支柱及びフェンス基礎の修繕となっております。説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、土浦市多文化共生推進プラン後期計画(案)パブリック・コメントの実施について説明願います。

○**飯泉市民活動課長** 土浦市多文化共生推進プラン後期計画(案)パブリック・コメントの実施につきまして、説明をさせていただきます。1番の計画策定の趣旨でございます。本市におきましては、外国人市民と日本人市民が互いに尊重し、ともに支え合いながら暮らしていけるまちづくりの指針といたしまして、多文化共生推進プランを策定し、各種施策を展開しているところでございます。そのような中、本年度につきましては、計画期間の中間年となりますことから、計画の見直し作業を行い、後期計画を策定するものでございます。現在、市議会・関係機関の代表者など15名による検討委員会を設置しており、総務市民委員会からは、吉田千鶴子委員にご参加をいただき、ご意見をいただきながら、協議を行っているところです。この後期計画につきましては、本年度末の策定に向けて作業を進める中、3番のパブリック・コメントにつきまして、12月18日から来年1月10日までを実施期間として予定してございます。後期計画の計画案につきましては、先週11月27日に開催いたしました検討委員会において頂戴しましたご意見等を踏まえながら、パブリック・コメントに提出する計画案をただ今、まとめているところです。資料がまとまり次第、委員の皆様にはお配りのうえ、パブリック・コメントを実施したいと考えております。説明につきましては、以上となりま

す。よろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、「みんなで協働のまちづくりシンポジウム」の開催について説明願います。

○**飯泉市民活動課長** それでは、「みんなで協働のまちづくりシンポジウム」の開催につきまして、説明をさせていただきます。「みんなで協働のまちづくりシンポジウム」につきましては、市民の皆様との「協働によるまちづくり」の意識を高め市民活動の活性化を図ることを目的として開催をするものでございます。本年度につきましては、2番にございますとおり、来年1月25日土曜日の午後ウララ5階にあります、県南生涯学習センターにおきまして、「支え合い、高め合う、市民とともにつくるまちづくり」をテーマに開催を予定してございます。4番の内容といたしましては、元・常磐大学の教授であります池田幸也氏から基調講演をいただいた後事例発表を3つの団体①つちうらが好き！実行委員会②つくば国際大学高校③都和地区市民委員会の3つの団体から事例発表をしていただき、基調講演の講演者ととともにパネルトークといたしまして、意見交換等を行うものでございます。正式なご案内の文書につきましては12月中旬頃、総務市民委員会の皆様にお送りをするよう準備を進めておりますので、お時間がございましたら、ぜひ、足をお運びくださいますようお願いいたします。説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、専決処分の承認について「令和元年度土浦市一般会計補正予算第6回」を説明願います。

○**坂本生活安全課長** 専決処分の承認について「令和元年度土浦市一般会計補正予算第6回」につきまして、ご説明させていただきます。10月に発生いたしました台風19号の暴風雨により、市内のカーブミラーで支柱ごと倒れてしまった箇所が5箇所、ミラー鏡面の落下が1箇所、鏡面の角度がズレてしまった箇所が2箇所の計8カ所で被害が発生いたしました。これらを、災害復旧として、早急に対応する必要が生じたことから、その経費につきまして、10月13日付け増額補正の専決処分をしたため、承認をお願いするものでございます。補正額といたしましては、災害復旧費の需用費として9万2,000円を計上いたしました。なお、修繕は全て終了しております。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、「土浦市消費者教育推進計画（案）」の策定に係るパブリック・コメントの実施について説明願います。

○**坂本生活安全課長** 「土浦市消費者教育推進計画（案）」の策定に係るパブリック・コメントの実施についてでございます。消費者被害の防止と消費者教育の総合的、一体的推進を図るため、土浦市消費者教育推進地域協議会を本年10月と11月に開催しております。現在土浦市消費者教育推進計画（案）を作成しております。今回策定に係るパブリック・コメントを、令和元年12月11日から令和2年1月6日まで実施する予定でございますのでご報告させていただきます。なお、委員の皆様にはパブリック・コメントにかけます計画（案）ができましたらご報告させていただきます。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、専決処分の承認について「令和元年度土浦市一般会計補正予算第6回」を説明願います。

○**佐野市民課長** 専決処分の承認について令和元年度土浦市一般会計補正予算第6回につきまして、ご説明させていただきます。10月に発生いたしました台風19号の暴風雨により、南支所の南側壁面2階部分の亀裂から雨が侵入したため、事務所の天井からの雨漏りにより、事務所内のプリンター1台が故障いたしました。これにより、災害復旧として、雨漏り修繕及びプリンターの購入につきまして、早急に対応する必要が生まれましたことから、その経費につきまして、10月13日付け増額補正の専決処分をしたため、承認をお願いするものでございます。補正額といたしましては、災害復旧費の需用費として修繕料59万4,000円、備品購入費といたしまして20万円、合計で79万4,000円となっております。説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、第二期土浦市地球温暖化防止行動計画（案）パブリック・コメントの実施について説明願います。

○**佐賀環境保全課長** 「第二期土浦市地球温暖化防止行動計画（案）」パブリック・コメントの実施についてでございます。当計画につきましては、H21年度に策定しました第一期計画が本年度に10年の計画期間を満了いたします。地球温暖化の問題につきましては、継続して計画的に推進する必要がありますことから2番にもございますとおり令和2年度から令和12年度を計画期間とする第二期計画を策定するものでございます。なお、計画（案）につきましては、現在修正中のため、まとめ次第、委員の皆様にご配布させていただき、市民の皆様のご意見を募集するため4にございます通り、12月11日（水）から1月13日（月）までの期間にパブリック・コメントを市施設やホームページ等で実施するものでございます。よろしくお願いいたします。説明につきましては以上です。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、専決処分の承認について「令和元年度土浦市一般会計補正予算第6回」を説明願います。

○五来環境衛生課長 令和元年度一般会計補正予算第6回の専決処分の承認についてご説明いたします。委員会資料の20ページをお開き願います。10月に発生いたしました台風19号の被害により、大量の災害廃棄物が発生した県内自治体に対し、県より仮置き場の運営等に要する人的支援の依頼があり、被災自治体の状況を鑑み、10月18日から31日まで常陸太田市に11月1日のみ常陸大宮市に各日2名の職員を派遣いたしました。移動は公用車を使用いたしました。1日2,000円から2,200円の日当が発生しましたことから旅費につきまして、5万8,000円の増額補正の専決処分をさせていただいたものでございます。なお、今回の台風により発生した災害廃棄物関係の支援といたしまして、新聞でも報道されましたが、この他に県からの要請により、常陸大宮市の可燃ごみを土浦市清掃センターで受入れています。1日20トン以内、通常の処理手数料をいただき、焼却灰については持ち帰っていただく条件ではございます。当初は11月5日からの受入れを予定しておりましたが、運搬車両いわゆるパッカー車の手配がつかず、19日から29日まで合計77トンの受入れを行いました。最終的には直営でごみの収集を行っている東京23区から、パッカー車と人員の支援を受けて行ったものです。説明は以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、湖北環境衛生組合からの脱退について説明願います。

○五来環境衛生課長 島岡委員長、今野副委員長が組合議員を務めておられます湖北環境衛生組合からの脱退についてでございます。委員会資料の21ページをお開き願います。し尿及び浄化槽汚泥の共同処理を行っている一部事務組合、湖北環境衛生組合につきましては、1番の3つ目の黒丸、「組合に関する経緯」にございますように、昭和43年に組合設立、平成13年に新治村が加入しました。し尿の搬入自体は昭和60年から処理委託という形で行っておりましたが、現在の処理施設、石岡クリーンセンターを建設するに当たり、組合に加入し建設費について応分の負担を行ったものです。現在、組合は石岡市、かすみがうら市、小美玉市、本市の4市で運営しております。また、石岡クリーンセンター建設に係る起債の償還は今年度で終了いたします。起債償還完了までは、4市での組合運営を継続するという申し合わせがあったと伺っております。2番、「し尿等処理の今後の見通し」でございますが、現在建設中の汚泥再生処理センターが令和2年度末に竣工予定で、新施設稼働後は新治地区を含む全市のし尿等処理が可能となります。3番、「組合脱退に係る手続き」でございます。構成団体の減少、本市が脱退するためには、4市の市議会での議決後、構成市間の協議、県への許可申請とな

ります。構成市間の事前の協議，各市議会の理解を得るために一定期間が必要でございますことから，10月に行われた組合正副管理者会議におきまして，令和2年度をもちまして土浦市が脱退することについての協議を進めることを3市に申し入れをいたしました。今後，事務レベルでの調整を行いながら手続きを進めてまいります。総務市民委員会の皆様には，随時ご報告させていただきますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。なお，こちらの内容につきましては，12月議会初日の全員協議会におきましてもご報告をさせていただきます。説明は以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

その他市民生活部から何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 委員から何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。